附一船に載來候荷物定數之外、商賣銀高三拾貫目迄の餘分は、代物共を以て交易の事申付、三十貫目より外、餘分の荷物におゐては、約條の者に任せ可〻有〻沙汰〻事、

一御用物を撰び候法、只今迄の例に准ずべき事、

一白糸端物藥種等の諸色商賣の法、或は直組、或は入札等に申付候とも、唐人前の元直段高からず候て、我國の商人賣出し候直段、下直なるべき所を要旨として、宜其沙汰可〻有事、

一唐人に賣物の代相渡し候法、毎年只今迄の例に准ずべき事、

一蒔繪道具、眞鍮道具、流金細工の物等、毎事只今迄の例に准じて相渡さるべし、すべて唐人共あつらへ候て拵へ候物におゐては、其價の高下に隨ひ、念を入れ候てこしらへ、相渡し候樣に可〻被〻申付〻事、

附銀道具におゐては、一切に相渡し候事、停止可〻有事、

一近年以來除キ物と稱し、定懸り物の直段を以て買取らせ候事、年を逐ひ其人數多く成來り候由相聞へ候、たとひ我國商賣の事におゐて其妨なく候とも、畢竟長崎地下人のために不〻可〻然事に候、委細に僉議之上、或は其年を停止し、或は其數を減少し候事等、宜敷其沙汰可〻有事、

右九條

〔正德五年長崎新例寫坤〕阿蘭陀人商賣方定例

一凡一年に渡來るべき船數、貳艘に限るべき事、

一凡一年の商賣銀高三千貫目に過べからざる事、

附金銀兩替の法、只今迄の例に准ずべき事、

一商賣銀高三千貫目の內、銅百五拾万斤を請取り、銀百貳拾貫目餘は、諸色買物代金として、百貫目餘は、出島殘金として、相殘る所の金は持渡るべき事、

一商賣の法、商人の入札を用ゆべからざる事、

一我國諸物の價、年々の高下に隨ひて、其價を定置買取るべき事、

右五條の法制を相守り、違禁の物載來らず載去らず、大法のごとくに荷改をうくべき由、一船の者共に可〻下知〻者也、

年號月日　かびたん某
かびたん某

〔亞墨利加國條約幷稅則〕第三條（中略）

雙方の國人、品物を賣買する事總て障りなく、其拂方等に付ては、日本役人是に立合はず、諸日本人、亞墨利加人より得たる品を賣買し、或は所持する俱に妨なし、（中略）

本條約は、（中略）此取極のため、安政五年午六月十九日、（註略）江戸府において、前に載たる兩國の役人等名を記し、調印するもの也、

〔日本古代商業史〕第七章　日本ニ於ケル阿蘭貿易ノ細說

我（和蘭）物品ノ販賣ハ、左ノ方法ニ從テ執行スルモノトス、長崎政廳ニ於テ決定スベキ「カンバン」（看板）ノ義（日本人ハ我等ノ商賣ヲ稱シテ然カ云フ）ノ日ニ近寄レバ、總物品ノ目錄ヲ遠キヨリスルモ、各人ニ讀ミ易カラシメンガ爲メ、大ナル文字ニテ記シ、以テ我出島ノ外門ニ揭ゲリ、同時ニ又政廳ハ、之ヲ各町ノ乙名ニ告知シ、乙名ハ更ニ之ヲ國中各處ヨリ此地ニ來リ、目下其町內ニ旅宿セル商人ニ示ス、是レ我等ノ物品各種ニ、若干ノ稅（是長崎住民ノ利益ニ供センガ爲ナリ）ヲ課セラル可ケレバ、從テ今其買ハントスル價格ヲ、豫定スルノ考案ニ備フル者ナリ、是レ實ニ精妙ノ詭計ニシテ、間接ニ我等ノ物品ニ課稅シ、我等ノ自由、及ビ特權ヲ回復シテ、以テ我等ヲ此ノ如キ貿易ニ陷レタル者ト謂フベキナリ、蓋シ其云フ所ヲ聞クニ、汝等ノ申陳セル如

ク實ニ然リ、我等嘗テ汝等ノ物品ニ課税セシトキハ、汝等常ニ七艘ヨリ少ナカラザル船舶ヲ以テ來リ、從テ許多ノ貨物ヲ賣捌キシカドモ、今ハ僅ニ三四艘ノ船舶ヲ送リテ、其賣捌ク所ノ物品モ亦寡少ナリ、若シ現時ノ有樣ニテ安居スルヲ以テ不便トナサバ、更ニ汝等特權ノ改正ヲ歎願シ、尚ホ一層ノ厄運ニ沈淪スルノ勝レルニ如カザルナリト、而シテ看板ノ前日ニハ、都テ各町ノ門戸ニ張紙ヲ貼シ、翌朝ヲ以テ諸商人ニ出島ニ來集スルコトヲ告知シ、又出島ニハ商人等ヲシテ、其細目ヲ知ラシメンガ爲メ、各倉庫ノ前ニ所藏物品ノ目錄ヲ掲示セリ、元來我等貿易ノ指揮ハ、全ク長崎政廳ノ掌裏ニ在ルヲ以テ、殊ニ看板ノ如キハ、奉行代理ノ資格ヲ以テ、臨場スベキ命ヲ受ケタル奉行ノ執事二名、立會スルニ非ザレバ、之ヲ開場スルコト能ハズ、我出島ノ重ナル役員モ、同ジク立會スベキ者トス、大通詞ハ此ニ首席シテ、我等自己ノ三役共ガ發言スルノ要ヲ見ザル間ハ、諸般ノ事務ヲ指揮セリ、三役トハ卽チ新舊ノ支配人二名、及ビ副支配人ヲ合セテ、之ヲ云フノ意ナリ、斯ク此商賣ニ立會スベキ人々、都テ會合スルニ至レバ、我支配人ヨリ、總テ我ガ商賣物品ノ見本ヲ出シテ、展覽ニ供スベキコトヲ命令シ、然ル後「ガムガム」(扁平ナル鐘ノ一種ニシテ「ベーゾン」ニ異ナルコトナシ)ヲ以テ、諸商人ニ館内ニ入ルベキ合圖ヲナス、又此商賣ヲ施設セル家屋ハ、頗ル華麗ノ建物ニシテ、當商社ノ費用ヲ以テ、建築シタル者ナルガ、此時ニ限リ、道路ニ當ル窗蓋ハ悉ク開放シテ、諸商人ノ覘見ニ便ナラシム、而シテ又此建物ノ周圍ニ、狹小ノ庇差アリテ、其内部ヲ數區ニ分劃シ、頗ル此擧行ニ便利ヲ與ヘリ、又販賣ノ手續ハ、次項ニ記スルガ如キ方法ニ從テ、執行スル者トス、唯ダ一種類ノ物品ヲ一時ニ展列シ、其之ヲ買ハント欲スル意向アル者ハ、各〻紙牌ニ假リノ名ヲ記シ、展列シタル物品ノ一箇、若クハ一斤ニ付、若干貫目匁分厘弗ヲ以テ買取スベキコトヲ表記シ、以テ之ヲ投函ス、而シテ各商人一人ニテ、數枚ノ紙牌ヲ投入スルコトアルハ、全體ノ景況如何成リ行クベキヤヲ

貿易品課税

視察シ、若シ其高價ナルヲ後悔セル場合ニ於テハ、之ヲ低價ニ引直サン爲メナリ、此目的ヲ以テスル者ナレバコソ、皆假リノ名ヲ以テ之ニ記セルナリ、而シテ大數ト小錢ノ端數トノ兩樣アルヲ以テ、二個ノ紙牌互ニ符合スルガ如キハ、寔トニ稀有ノ例ナリトス、右ノ如ク諸評價人、都テ其紙牌ヲ投函シタルノ後、我支配人ハ進ミ出テ、之ヲ開封シ、其低價ト高價トヲ撰別シテ、之ヲ大通詞ニ交附ス、該通詞ハ最高價ヨリ順次ニ高聲ヲ以テ之ヲ讀ミ上グルナリ、評價人ヲ呼ビ掛ルコト三回ニシテ、答ナケレバ之ヲ擱キ、以テ其次ニ及ブ、此ノ如クニシテ追次低價トナリ、評價人召呼ニ應ズル者アルニ至テ止ム、既ニ評價人定マレバ、本人ハ帳簿ニ近寄リテ、斯クノ如キ場合ノ用ニ供センガ爲メ、日本人ガ常ニ提携セル墨汁ヲ出シテ、之ニ其本名ヲ署記捺印ス、一種ノ物品已ニ販賣ニ屬スルヤ、同一ノ方法ニ由テ、他ノ種類ヲ展列シ、此ノ如クスルコト數遍ニシテ、終ニ將軍ノ制定シタル定額ニ達シテ止ム、是レ通常看板、卽チ商賣日ノ二日三日、若クハ稀レニ四日間ニ於テ結了スル者トス、看板ノ翌日ヲ以テ、毎チニ其物品ヲ買主ニ引渡シ、我出島ヨリ搬出スルノ例ナリ、

〔享保集成絲綸錄三十五〕享保十八丑年四月

御勘定奉行へ

長崎表唐阿蘭陀商賣近年不宜、出銀大分減少ニ付、去ル亥年、運上漸三萬兩相納、去子年も可相納金三萬兩之外者無之ニ付、地下配分之義も、去ル亥年ニ者、定式之五分相與へ、去子年之義は、虫入ニ付米高直、地下難義候得共、定式之六分通り程相與へ、地下人共至而及難義、相續難成趣ニ相聞へ候、依之此度唐阿蘭陀商賣之法を被改、地下人共相續仕候ため、先年申付候運上金五萬兩之義、當分壹萬五千兩被相減、三萬五千兩上納可仕候、地下配分之義者、金四萬兩程可被下置候、勿論右亥子兩年之運上金、納不足之義者、右之通出銀無之候に付、御用捨之事ニ候條、追而納候ニ不及候、

右之通、此度被仰出候間、宜取計可被申付候、以上、

四月

右之書付、細井因幡守江相渡り候間、可被得其意候、

〔天明集成絲綸錄四十五〕安永五申年三月

御勘定奉行江

唐紅毛商買方之儀、御世話も有之候以來、取締は勿論、出銀割合等も宜相成、尤去ル寅年ゟ、金五千兩宛別上納も有之候得共、猶會所取締之ためにも候間、金七千兩程相增、年々上納之積、尤納方之儀は、右金高一度ニ納候に不及、繰合次第壹ヶ年兩三度ニ成共上納之積を以致勘辨、御勘定奉行江も申談、增納方之儀可被申聞候、

三月

右之通、長崎奉行江相達候間、得其意可被談候、

〔亞墨利加國條約井稅則〕第四條

總て國地に輸入輸出の品々、別冊の通、日本役所へ運上を納むべし、

日本の運上所にて、荷主申立の價を好ありと察する時は、運上役より相當の價を付、其荷物を買入る事を談すべし、荷主もし是を否む時は、運上所より付たる價に從て運上を納むべし、承允する時は其價を以て直に買上べし、

合衆國海軍用意の品、神奈川、長崎、箱館の內に陸揚し、庫內に藏めて、亞墨利加番人守護するものは、運上の沙汰に及ばず、若其品を賣拂ふ時は、買入る人より規定の運上を日本役所に納むべし、

阿片の輸入嚴禁たり、若亞墨利加商船三斤以上を持渡らば、其過量の品は、日本役人これを取り上べし、

輸入の荷物、定例の運上納濟の上は、日本人より國中に輸送すとも、別に運上を取立る事なし、亞墨利加人輸入する荷物は、此條約に定めたるより、餘分の運上を納る事なく、又日本船、及び他國の商船にて、外國より輸入せる、同じ荷物の運上高と同樣たるべし、〇略中

本條約は、〇略中此取極のため、安政五年午六月十九日、〇略註江戸府において、前に載たる兩國の役人等名を記し、調印するもの也、〇略中

日本開きたる港々におゐて亞墨利加商民貿易の章程〇略中

第七則

總て日本開港の場所へ陸揚する物品には、左之運上目錄に從ひ、其地の運上役所に、租稅を納むべし、

第一類

貨幣に造りたる金銀、幷に造らざる金銀當用の衣服、家財、幷に商賣のためにせざる書籍、何れも日本居留のため來る者の所持の品に限るべし

右之品々は運上なし

第二類

凡て船の造立綱具修復式は、船裝のために用ゆる品々、鯨漁具の類、鹽漬食物の諸類　パン幷にパンの粉　生たる鳥獸類　石炭　家を造るための材木、米粃、蒸氣の器械、トタン、鉛、錫、生絹、

右之品々は、五分の運上を納むべし、

第三類

都て蒸溜、或は釀し、種々の製法にて造りたる一切の酒類、

右は三割五分の運上を納むべし

第四類

凡て前條に擧ざる品々は、何に寄らず貳割の運上を納むべし、金銀貨幣、幷に棹銅の外、日本產の物積荷として、輸出する時は、五分の運上を納むべし、

右は神奈川開港後五年に到り、日本役人より談判次第、入港出港の稅則を再議すべし、

〔日本古代商業史〕第七章　日本ニ於ケル阿蘭貿易ノ細說

抑クワンモツ、卽チ物品ニ課セル海關稅ハ、從來日本ニ多ク其例ヲ見ザル所ナリシガ、長崎ニ於テ始テ之ヲ採用セシ者ハ、獨リ外國人ガ其商貨ヨリ獲收セル巨利ノ一部ヲ削奪シテ、之ヲ當市府ノ貧民ヲ、扶持救助スルノ費途ニ充テントスルノ意思ニ、出デタル者ナルノミ、蓋シ此稅法、往日ニ在テハ左マデ苛酷ニハアラザリシカドモ、輓近奉行及ビ其他當府ノ町役人等ニ甚ダ利益ナリシ稅法ヲ、撤去スルニ及ンデ、奉行ハ特ニ日本商人ヲシテ、物品ニ課セル稅額ニ準ジ、我等ノ物品ヲ低價ニ買收セシメ、以テ之ヲ徵收スルコトヲ、適當ト思考スルニ至レリ、此「クワンモツ」ハ、課稅スルトキハ、日本人之ヲ稱シテ、口錢又ハ口錢銀ト云フ、卽チ人ノ苦勞ニ報ユルノ金ナリ、然ルニ其分配ニ至テハ、之ヲ稱シテ花銀ト云フ、是レ長崎貧民ノ扶持、及ビ利益ノ爲メ、外國貿易ヨリ發蕾シタル者タルノ義ナリ、而シテ其之ヲ分配スルハ、此輩ガ順番ヲ以テ公役ニ服シ、其各擔當スベキ辛勞ノ多少ニ準ズル者ニシテ、素ヨリ其居住町內ノ位置ニ依テ、各異ナリト雖ドモ、要スルニ、又此輩ガ常ニ不平ヲ抱クノ理由トナセル諸般ノ苦艱辛勞中、特ニ長崎近鄕ノ不作ナルコト、及ビ其他外國貿易ニ起因セル各般ノ不利益アリテ、若シ此分配ヲナスニ非ザレバ、此地ヲ去テ負擔ノ輕ク、生計ノ易キ、國中ノ他所ニ移ツラントスルガ如キ事情アルヲ以テ、聊カ之ヲ補償センガ爲ナルノミ、此輩此分配ニ依テ、領收スル者ハ、一人ニ付三「テール」、乃至十五「テール」ヲ通常トスレドモ、商社ニ屬セル物品ニ課セル稅金ハ、十五「テールスベルセント」ニシテ、三十萬「テール」ノ總額ニ於テ、四萬五千「テール」ノ稅額トナレリ、又役員各自ニ屬セル物品ハ、通常看板ノ終ハリニ、販賣スル者ニシテ、尙ホ多額ノ稅金ヲ課セラレ、反物一卷、及ビ一箇賣ノ物品ハ、六十五「ペルセント」ヨリ少カラザルヲ以テ、二萬「テール」ノ總額ニテ、其稅金一萬三千「テール」トナリ、重量ヲ以テ販賣スル物品ハ、七十「テールスペルセント」ノ稅ヲ拂フガ故ニ、二萬「テール」ノ總額ニテ、一萬四千「テール」ノ稅金ト爲ルナリ、抑商社ノ物品ト、私有ノ物品ト、其課スル處ノ稅率ニ、如此キ大差アル所以ノ者ハ、畢竟私有ノ物品ハ、商社ノ船ニ搭載シテ、輸送スル者ナレバ、其危險費用皆商社ニ歸シ、從テ利潤ヲ得ルコト少ナキハ、當然ノ理ナリト云フニ在リ、之ト同一ノ理ニシテ、支那人ハ阿蘭人ノ如ク、長途ノ費用、危險ノ航海ヲ要セズ、手近ナルヲ以テ、凡テ其物品ニ對シ、六十「ペルセント」ノ稅金ヲ拂ヒ、年々商賣ヲ許サレタル六十萬「テール」ノ價額ニテ、三十六萬「テール」ノ稅金ヲ拂ヘリ、今若シ此金額ニ、我等○和蘭家屋商館ノ地代五千五百八十「テール」ト、支那商館ノ地代一萬六千「テール」トヲ加フレバ、總計四十五萬三千五百八十「テール」ノ巨額ヲ成スニ至ル、是レ每年外國貿易ヨリ生ズル所ニシテ、長崎ノ町役人、及ビ市民一般ノ受用ニ供スル者トス、

〔各國條約書〕日本國葡萄牙國修好通商條約

第十五條

日本の運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役所より相當の價を付、其荷物を買入る事を談ずべし、荷主若之を否む時は、運上所より付たる價に從て、運上を納むべし、承允する時は、其價を以て直に買上べし、

第十六條

輸入の荷物、定例の運上拂濟の上は、日本人より國中に輸送する共、別に運上を取立る事なし、

第十七條

葡萄牙商船、開きたる港に、品物を輸入し、規定の運上納濟の證書あれば、再び其品物を他の開きたる港に轉致し、陸揚するとも、重税は取立ざるべし、○略中

右取極の爲め、萬延元年申六月十七日、江戸に於て前に載たる兩國の役人等名を記し、調印するもの也、

溝口讃岐守花押○略中　キュマレイス手記

貿易高

〔折たく柴の記〕下〕貞享二年乙丑に至て、始て唐人互市の銀額六千貫目、阿蘭陀人互市の金額五万兩に定られ、元祿元年戊辰に、唐船の額數七十隻に定められ、○略中同八年乙亥よりして、額銀の外に銅を用ひて代物替するなどいふ事出來て、同十一年戊寅に、唐船の額數十隻を增されて八十隻になされ、額銀の外二千貫目の代物替をゆるさる、○略註唐船の數定りぬれば、定額の外に來れる船をば積戻しといふて、交易の事をゆるされず、又定額の船といへども、銀額定めあれば、凡一船に積來りし物を、其價銀百六十貫目計りの物、交易する事をゆるされて、其餘の物どもをば殘荷物などいひけり、○略中前代○家宣德川の御時、長崎奉行所に仰せて、長崎において、海舶互市のために、費し用ひし所の金銀銅の數聞し召れしに、慶長六年辛丑より、正保四年丁亥に至まで、凡四十六年の間の事は詳ならず、慶安元年戊子より、寶永五年戊子に至て、凡六十年の間に、外國に入りし所の金二百三十九萬七千六百兩餘、銀三十七萬四千二百二十九貫目餘也、銅の事は、寛文二年壬寅よりさき、六十一年の間の事は詳ならず、寛文三年癸卯より、寶永四年丁亥に至て、凡四十四年の間、一億一萬一千四百四十九萬八千七百斤餘に及べりと申す、これはたゞ慶安元年戊子より此かた、奉行所に聞えし所の事のみなり、

〔日本古代商業史〕第七章　日本ニ於ケル阿蘭貿易ノ細說

抑、阿蘭人ガ其輸入セル貨物ヲ販賣スルコトヲ、許サレタル年々ノ定額ハ、正ニ支那人ニ許可セル定額ノ半額ニシテ、之ヲ阿蘭貨幣ニ換算スレバ、金十トン半、卽チ百〇五萬「ギルダー」〔凡ソ英貨拾萬磅ニ當ル〕トス、日本貨幣ニシテ銀三百箱ナリ、但銀一箱ハ一千「シユモメ」、卽チテール「テール」ナル語ハ、蘭人ヨリ日本ニ入リ來リタル者ナリ、ニシテ、總計銀ニシテ三十萬「シユモメ」、卽チ金ニシテ五萬「コバン」トナル、當國ニ通用セル小判ノ最高價格ハ、銀六十「モメ」ナレドモ、日本人ハ商社ヲシテ、之ヲ六十八「モメ」ニ引取ラシメ、而シテ皆金貨ニ代ヘテ、之ガ支拂ヲナスヲ以テ、商社ハ一ケ年三十萬「テール」ノ物品ヲ、商賣スルガ如クナレドモ、其實銀貨ニシテ、正味二十六萬「テール」ニ過ギザルナリ、此ニ於テカ長崎政府ハ支配人等、及ビ其他阿蘭貿易ノ經理ニ干涉セル諸役員ノ苦勞ニ報ユルノ一法ヲ發明セリ、是レ卽チ商社ノ利益ト全ク關係ナシ、或ル私ノ利益ヲ允許シ、阿蘭人ガ從前幾クニテモ販賣スルコトヲ許サレタル私有物品ノ商賣ヲ、四萬「テール」、卽チ五千八百八十八小判ニ制限シ、前記二十六萬「テール」ト合シ、以テ今度新令ニテ制定シタル年々ノ定額トナスニ在リ、是レ日本政府ノ制定スル所ニシテ、商社ハ其役員ヲ交迭シ、若クハ其私有物品ノ販賣ヲ撿束スルヲ得ザルヲ以テ、到底商社ハ此ノ規則ヲ改正スルノ權力ヲモ、有セザル者トス、○略中

第八章　日本ニ於ケル支那人生活ノ方法其貿易及ビ其特權

支那貿易ニ關スル規律ニシテ、府域ハ彼ノ一千六百八十五年、貞享二年阿蘭人ガ年々三十萬「テール」、卽チ銀貨三百箱ニ減額サレタル、其同年ヲ以テ、又支那人ヲモ定額中ニ制限シ、此額ヲ超ヘテ、商品ノ販賣ヲ許サヾルヲ以テ、適當ト思考セリ、此定額ハ銀貨六百箱、卽チ六十萬「シユモメ」、卽チ「テール」ニシテ阿蘭ノ計算法ニ依レバ、金貨二十一「タン」、卽チ二百十萬「ギルダー」〔凡ソ英貨

二十萬磅ニ當ル)ニ超ヘザル者トス、依テ同時ニ凡ソ六十萬「テール」ニ相當スベキ貨物ヲ、船數多クモ七十艘ニテ持渡ルベキコトヲ命ジ、而シテ是レ又日本人自カラ制定シタル、左ノ區分ニ從フ者トス、

福州ヨリ十七艘、南京ヨリ十六艘、廣東ヨリ五艘、寧波ヨリ五艘、泉州ヨリ四艘、アイモ、若クハアイナン島、及ビ之ニ接近セル支那大陸ノ沿岸ヨリ四艘、カウツヨリ三艘、暹羅王國ヨリ三艘、東京王國ヨリ二艘、カンモンヨリ二艘、東埔寨王國ヨリ二艘、高砂又臺灣島ノタスワーンヨリ二艘、普陀山ヨリ一艘、普陀山ハラクチユーノ下ニ位シテ、有名ナル觀音堂ノ在ル所ナリ、交趾ヨリ一艘、太泥島ヨリ一艘、太泥ハキユーク諸島ノ中最モ著名ナル者ナリ、此他ニ二艘アレドモ、今其名ヲ知ルコト能ハズ、此方法ニ從テ、日本人ハ其許容ノ船數ヲ、前記諸島ニ移住セル支那人中ニ分割スルヲ以テ、適當ト思考セリ、此他ニ又咬嚼吧、卽チバタビアヨリ一艘、ポキン、卽チペキンヨリ一艘ヲ許シタレドモ、是ハ只延著船、若シクハ難破船等アルトキ、其代船トシテ七十艘ノ數ニ充ス爲メニ、許容スル者トス、〇中略

支那人ハ一年ニ三回ノ商賣ヲナス、春季ニ一回トス、此時二十艘分ノ貨物ヲ販賣ス、夏季ニ一回三十艘分トス、秋季ニ一回、又二十艘分トス、此數ノ外ニ來ル者、若クハ商賣ヲ終ハリタル後ニ來ル船ハ、一切荷卸ヲモ許サレズシテ、歸國セザル可ラズ、

〔吹塵錄二十二外國通商〕一阿蘭陀方買渡物之義、寛永十七辰年、阿蘭陀九艘平戸江入津同所ニ而商賣相遂、大判三百兩、金壹万兩、銀四千貫目買渡候由御座候、尤同年、向後長崎湊江可致入船旨被仰渡、同十八丑年より、長崎湊江年々入船有之、商賣相遂、金、銀、錢、銅、樟腦、白米、麥等買渡候由ニ有之候得共、年久敷義ニ而買渡高相分兼申候、

一正德五未年より延享二丑年迄、一ヶ年金壹万六七千兩より貳三千兩宛年々買渡、金高不同有之、延享三寅年より寶暦十二午年迄、文金千兩宛年々買渡申候、

一寶暦十三未年より金千兩、代銅七万斤宛買渡被仰付候、

〔敎令類纂初集百一〕元祿八乙亥年八月廿九日

覺

於長崎唐船荷物、阿蘭陀荷物、御定銀高九千貫目之分賣買相濟候殘荷物、銅を以代物ニ仕、銀高九貫目分、銅を以此度被仰付候、就夫金子五百兩運上可差上旨、江戸町人伏見屋四郎兵衞相願候間、其通可被申付候、以上、

亥八月廿九日

〔折たく柴の記下〕これはむかし唐船の數も、交易の銀額も定らざりしに、貞享二年乙丑より、唐船交易の歲額銀六千貫目、阿蘭陀船の金額五万兩に定められ、元祿元年戊辰に至て、唐船の歲額七十隻に定めらる、然るに元祿八年乙亥、伏見屋四郎兵衞といふ者、額外に銀千貫目の交易をゆるされて、價銀千貫目にあたるほどのものども、銅をもて買とらむ事を望み申す、其望所をゆるされき、是を世に代物替といふ事の始とす、明年丙子には、運上の金壹萬兩を進らすべければ、五千貫目の代物替をゆるされん事を請ふ、また望む所をゆるさる、これ運上といふ事のはじめ也、其明年丁丑に、長崎の商人高木彥右衞門といふもの、船額七十隻の外に、十隻を增され、銀額六千貫目の外に、貳千貫目の代物替をゆるされて、運上の金貳萬餘兩を進らすべきよしを望申ければ、こゝにおいて、伏見屋が代物替をば停められ、高木が請ふ所をゆるさる、一年を隔てゝ、元祿十二己卯、萩原近江守、林藤五郎等、長崎に下りて、長崎の會所にて、外國の船賃をもて、我國の商人に賣得し價銀を、金子に換し所七萬兩、此外唐人阿蘭陀人の置銀つかひ銀落銀間金役料抔いふもの共に、總計金一萬兩餘の外は、悉くみな公に收らるべき法を定む、これ地下配分金七萬兩といふ

事のはじめなり、然るに初船額七十隻の外に、十隻を増され、銀額六千貫目の外に、二千貫目を増されしに當りて、交易の料に用ふべき銅の歳額八百九十万二千斤に定まれり、むかし長崎にて、海舶互市の事はじまりしより此かた、外國の人交易して得る所の銀をもて、換ふる所の銅をば、大坂に住せし銅吹屋といふもの共十六人にて運送してけり、元祿十年、船額銀額を増され、代物替といふ事始り、明年戊寅に、こゝの商人桔梗屋又八といふ者、其事を承りて、運送の銅歳額に足らざる所は、銀をもて、其數に充つべしと仰下されしに、運送の銅なほその數すくなかりしかば、十二年の己卯、桔梗屋運送の事をとゞめられ、大坂の銅吹屋幷に諸國の商人等、思ひ〳〵に運送すべきよし、仰下されしかど、七百万斤の外は、長崎に來り集らず、十四年辛巳に至て、銀座の輩に銅座の事を兼ねしめられ、諸國より產する銅を買得て、長崎に運送すべき事を仰下さるされど又年々に銅の數たらずして、交易行はれず、外國の人歸るべき期を過て、年を越すには至りたるなり、

〔正德五年長崎新例寫乾〕長崎表廻銅定例

一長崎表廻銅、凡一年の定數四百万斤より四百五拾万斤迄の間を以て、其限とすべき事、

諸國銅山より出る所、年によりて其多少有之、諸人器財に用ゆる所、年によりて其增減有之、依之可定の數をば定められ難し、此故に凡一年の定數、四百万斤より四百五拾万斤迄の間を以て、其限と定められ、毎事の例は、其大數なるを以て、四百五十万斤の數に准じて去るされ候事に候、然れば其年によりて、廻銅の數、四百五拾万斤より減じ候事も有之時は、此例に准じ、其數に去たがひ候而、宜有其沙汰候、

一唐人方商賣の法、凡一年の船數、口船奥船合せて三拾艘、すべて銀高六千貫目に限り、其内銅三百万斤を相渡すべき事、

船數幷船別商賣銀高等の定例は、別に去るし出す、但し其去るし候所の定例の事は、去年長崎地下人等申上候處、各其存寄同じからず候を以て、其多分につきて其例を立らるゝ所に候、凡唐船共來り候口々によりて、其產物同じからざる事に候、然るに此度定られ候法におゐては、後來迄の永式に候所に、もし是より後、藥物等を始、要用の物等、不足の事出來り候に至りては、不可然事に候間、奉行所におゐて、猶又地下役人とも、存寄の所を尋ね究られ、別に去るし候所、不可然事も候におゐては、無用の物を減じて、有用の物を增し候事を要旨として、或は船數多方を減じて、すくなき方を增し、或は銀高少き方を增し、多き方を減じ、すべて今度改定られ候船數三十艘、銀高六千貫目之内、銅三百万斤を渡さるべき定法におゐては、相たがふ事なき所を、宜議定あるべく候、

一阿蘭陀人商賣の法、凡一年の船數二艘、すべて銀高三千貫目に限り、其内銅百五拾万斤を渡すべき事、

銀高三千貫目の内にて、相渡すべき金銅代物等の定例は、別に去るし出る、但阿蘭陀人商賣の法、銅代物等の事は、其望に任せ候例之由相聞候、自今以後は金銅代物等、各其定例の如く相渡さるべし、金銀兩替の法におゐては、只今迄の例に准ぜらるべく候、右此度被仰出候所に候、凡廻銅の數、唐船の數等、定法の如くに候、時に當りては、此例に隨ひて商賣可申付事勿論に候、或は廻銅の數不足し、或は唐船の數不足し候事等有之時は、此例に准じて、其時宜をはからひ商賣の事、宜有其沙汰者也、

正德五年正月十一日　山城守　紀伊守　大和守　豐後守　河内守　相摸守
久松備後守殿　大岡備前守殿

唐船數幷船別商賣銀高割合定例

南京船七艘　寧波船五艘　普陀山船壹艘

以上拾三艘、凡壹艘商賣銀高貳百貫目宛、

但し普陀山の産物は無之事に候、然れば普陀山出しの船をば停止し、他所の船數を増し候とも宜議定有べし、もし他所より渡り來り候船の内、其物産に要用の物有之、就て或は其所の船數を増し、或は其所の船を定數の内にくわへて可然事も候はゞ、南京、寧波等の船數をも減じ割合せ候とも、是又宜有議定候、

厦門船貳艘　臺灣船四艘

以上六艘、凡壹艘商賣銀高百三拾貫目宛、

但し臺灣の産物、要用の物も見へず候得ば、其船數壹艘を減じ候而、他所の船數を増し割合せ、可然事も候はゞ、宜議定あるべく候、

廣東船貳艘

以上貳艘、凡壹艘商賣銀高貳百五拾貫目宛、

温州船壹艘　舟山船壹艘　福州船壹艘　漳州船壹艘　東京船壹艘　東埔寨船壹艘

以上六艘、凡壹艘商賣銀高貳百貫目宛、

但是等の所より渡り來り候船ども、其産物要用の物も多からずして、他所より渡り來り候船の内にて、或は其船數も増し、或は其所の船を、定數の内へ加へ候而、此等の所の船共の内を停止し、可然事も候ハゞ、宜有議定候、

廣南船壹艘　暹邏船壹艘　咬嚩吧船壹艘

以上三艘、凡壹船商賣銀高三百貫目宛、

但し暹邏船の事は、古來より二艘ヅヽ渡り來候例に候得共、其船の制も大きく、積載せ候荷物の數も多く候より、おのづから商賣銀高も相増候得ば、只今迄の例の如くにては、他所の船數減ずべき事に候を以て、其船數壹艘定められ候、もし暹邏の物産、要用の物等有之、其船數を減じ候而は、不可然事も候におゐては、他所の船數も減じ候而、暹邏の船は、只今迄の例のごとくに割合せ候共、宜有議定候、

右唐船の商賣銀高、すべて六千貫目の定によりて、其地方の船數を定め、其船別の銀高を割合せ候凡例に候、唐船に積來り候荷物の事は、其年の物價に依て、多少可有之は勿論に候へども、長崎におゐて商賣をゆるされ候、銀高の定數有之上は、唐人共に其積りを相考候而、餘分多く積來らざる樣に可被申付候、廣東、暹邏、咬嚩吧等の地方々來り候船共は、船の制も大きく、粗物多く積來候へば、餘分の荷物は可有之事に候、其餘分におゐては、俵物等の餘分も有之時は、餘分の俵物を以て、交易の事は可免候、温州、舟山、福州、東京、東埔寨等の船共は、毎年渡り來り候事も聞へず候へば、是等の船ども渡り來ざる年に當りて、其船別の渡しものども、相殘候所をば、他所より渡り來り候船共割付候而、定法の外の商賣をも申付可然事に候得共、若然るにおゐては、定法の銀高の積りよりは、荷物共多く載來候事、相止期は有べからず候、其上又今度改定められ候所の法例、年久しく行はれ候はゞ、後々に至りては、必らず此等の船ども、毎年渡來るべき事に候、これらの所を思慮有之候而、いづれの道にも、今度改定められ候法例におゐては、其妨あるまじき事を要務せられ、其時に臨て、御沙汰は有べき事に候、然れば今度改定られ候條々、毎事後來の永式に候間、遂條僉議の上に、よろしく定め行はるべき者也、

正德五年正月十一日　山城守　紀伊守　大和守　豐後守　河内守　相摸守

久松備後守殿　大岡備前守殿

〔外國貿易諸色一件坤〕子（元治元年）五月十日　周防守殿御直御渡

子正月ゟ三月迄
輸出品取調書

子正月中輸出高　　神奈川奉行

一生糸　百七拾貳担七拾貳斤六分七厘　但壹担百斤
　此代金壹萬七千六百六拾八兩貳分永百六拾貳文五分
　内金四千四兩永百貳拾五文　　増元代

一綿　六千六百九拾七担六拾八斤
　此代金五萬貳千九百四拾壹兩貳分
　内金五千九百五拾五兩貳分永貳百文　　増元代

一茶　參千九拾壹担五拾貳斤
　此代金貳萬千九百四拾參兩永貳拾五文
　内金七百四拾六兩壹分永百五拾文　　増元代

一漆器陶器瓷物類　參拾壹箱　拾四俵
　此代金四百八拾九兩參分永貳百貳拾七文五分

一紙　百担參拾七斤
　此代金五百壹兩永百參拾五文
　内金六拾貳兩永貳百文　　増元代

一藥種　百五担拾斤　但人參肉桂茯苓
　此代金百拾八兩貳分永貳百貳拾五文

一干物　千百四拾五担拾四斤　但昆布椎茸
　此代金貳千四百四拾七兩貳分永四拾七文五分
　内金六百六兩壹分永貳百文　　増元代

一日本羅紗　七百反
　此代金百貳拾五兩壹分永百五拾文
　内金四拾六兩貳分永百五拾文　　増元代

一鱶鰭　參拾六担七拾四斤
　此代金參百五拾壹兩永百六拾文
　内金六拾貳兩永貳百文　　増元代

一釣竿　千四百本
　此代金百參拾壹兩壹分

一麻　貳俵
　此代金拾兩

一板　八百七拾枚
　此代金八拾八兩貳分永百參拾五文

一芋　貳百俵
　此代金四拾七兩貳分

一筵　百六拾八俵
　此代金百五兩

一貝　貳拾九俵
　此代金五兩

一油　拾參桶　石炭　六拾噸　木炭　參担

此代金參拾貳兩貳分

合金九萬七千七兩永拾七文五分

內金壹萬千四百八拾參兩貳分永貳百貳拾五文

右之通御座候、以上、

子五月

增元代○中略

官貿易

古事類苑

産業部二十八

貿易下

〔延喜式三十大藏〕凡蕃客來朝應交關者、丞錄史生率藏部價長等赴客館、與內藏寮共交關、訖錄色目申官、其價物、東絁一百疋、調綿一千屯、錢卅貫文、若有殘者、同申返上、

〔文德實錄三〕仁壽元年九月乙未、散位從四位下藤原朝臣岳守卒、○中略五年、○承和爲左少辨、辭以停職、不能聽受、出爲大宰少貳、因檢校大唐人貨物、適得元白詩筆、奏上、帝甚耽悅、授從五位上、

〔三代實錄二十清和一〕貞觀十四年五月廿日己丑、內藏寮與渤海客、廻易貨物、

〔三代實錄二十清和五〕貞觀十六年六月十七日癸酉、遣伊豫權掾正六位上大神宿禰己井、豐後介正六位下多治眞人安江等於唐、唐家市香藥、

〔三代實錄三十陽成六〕元慶三年十月十三日己巳、勅、令太宰府庫物之代砂金六百三十三兩、水銀百七十五斤、注附官帳、先是府司申請、每唐人來、募貨物、直借用庫物、交關畢後、以砂金准官給綿、總計返納、其砂金一兩充綿十六屯、絹一疋充綿十四屯、府司不能勘、行來尙矣、今當交替之日、新司論曰、物非其實、相違官帳、仍不受領、而太政官去年八月四日符、只免唐人崔鐸之時、返上砂金三百六十一兩、望請准據彼例、被許注帳、從之、

〔三代實錄四十陽成三〕元慶七年四月廿八日甲子、勅遣右近衞少將正五位下平朝臣正範、到山城國宇治郡山階野邊、郊勞渤海客、領客使少外記大藏善行等、引客徒入鴻臚館、五月七日壬申、是日內藏頭

和氣朝臣彝範奉掌客使下向鴻臚館交關、　八日癸酉、内藏寮交關如昨、

〔扶桑略記二十醍醐〕延喜九年閏八月九日、令仰唐人貨物年來遣使令檢進、此度停遣使、令太宰府檢進之、又給藏人所牒、令仰可進上物色目太宰府、十一月廿七日、太宰少典御船高相領唐人貨物及孔雀到來、已上出御記文、

〔扶桑略記二十醍醐四〕延喜十九年七月十六日、交易唐物使藏人所出納内藏大屬當麻有業、獻孔雀、此唐人鮑置求所送太宰大二也、

○按ズルニ、唐物使ノ事ハ、政治部奉使篇ニ載セタリ、

〔日本紀略六圓融〕天延二年閏十月卅日甲戌、高麗國交易使藏人所出納國雅相具貨物參入、其中彼國馬一疋葦毛、似本朝駄馬、不可爲貢賂、

〔權記〕長保二年七月十三日戊子、參御前奏、先日太宰大貳藤原朝臣申送云、商客曾令文所進和市并貨物等直事依有所申請、以管内所在官物、且可宛之由令成所牒、但金直兩別米一斛京之定也、商客申所宛三石之由、仍增彼京定、減此客定、相定一石五斗可宛給之由、雖令仰商客等、猶不甘心者、以一石五斗爲定、可給御牒之由、先日奉仰事了、而猶件數多減下、若宛二石令給如何、但給米一包、其數可及六十餘石、若以絹令宛給如何、此事左大臣○藤原道長先日所知行也、先可觸彼大臣歟、仰云、依申、　十四日己丑、詣左府申唐物直事、以二石爲定者、　八月廿四日戊辰、皇后宮仰云、大宋商客仁聰、在越前國之時、所令獻之雜物代、以金下遣之間、仁聰自越前向太宰之後、令愁申於公家、以未給所進物直之由云々、即遣仰大貳○藤原有國許之處、初雖相約可渡料物之由、後變約束、不充行、仍令賣金於侍長孝道下遣彼府商客之許、而大貳制止使者之遇商客、只檢領料金渡行之間、商客致量欠、所進請請文金數減少、從先日所遣之數、然而不論其事、重可令下遣之、但彼府有重所申上之事者、其府解何日所申哉、已下遣料物之後、重所申歟、奇思食無極、依此事可被召問明順朝臣云々、其事亦如何、令啓已下給料物者、早可令明順朝臣辨申其由歟、仁聰申詞、日記之中、有未辨渡其料之旨、仍公家所被尋也、右衞門督○皇后宮大夫藤原公任爲使令信行被示濟政朝臣、從者紀近吉申詞記申送、明日可奏之由、今夜候宿、

〔春記〕長久元年四月廿七日辛亥、參關白殿○藤原頼通、中略、此次申人々所望事、○中略、又太宰府申大宋國廣州商客莫晏誠欲歸唐事、同可奏聞也、但返金官符早下遣已了、彼官符注隨廻却之文哉、不然者、至此度早可隨廻却之由可仰也者、予○藤原資房又參内奏聞、了符解可尋返金官符之由有仰事也、　五月二日丙辰、有召參内、即參御前、○後朱雀仰云、○中略、又太宰府解文、唐人解文云、前帥○藤原實成以唐人財府領了由所申也、如何、此由觸關白也者、○中略、入夜以予被奏定文、不入覽筥、予先持參關白殿、殿下相遇給、○中略、唐人申府領事内々遣問實成卿許、可奏事由者、予即參内奏此旨等、　五日己未、早旦參關白殿、申承雜事等之次、被命云、唐人申被府納事、内々遣問前帥許、即送件請文等、先年唐人獻貨物和市物等、而依其物等員少、可副加之由仰之、仍先日解文外加進雜物等、即欲進官之處、依蒙罪罷上之間、以件物且令請預唐人、且令預府官等、取其請文、所進也、唐人并官府加署名也、先年進官物等同載之、文注別召、是其本解文外物也者、早以件解文可經叡覽也、明旦可令進獻也者、○中略、予即參内一々奏此旨、　六日庚申、早旦參關白殿、○中略、此次被付奏實成所進之府官并唐人請文也、被奏云、請文如之在昨日記、但内々牢籠不可計知也、唐人愁申旨不可被默止、以此旨被問前帥、以彼陳申之旨下遣太宰府、召問唐人可言上之由、可被仰下歟、將只以件請文遣彼府、此雜物有其實者、給其直可進上件物等之由、可被仰下歟、事有二端、只可隨御定者、○中略、即參内、一々奏聞之、仰云、唐人申事不可默止、請文見了猶問實成卿、隨被申下遣太宰府、召問唐人可左右之由可仰下歟、廻却官符先日下宣旨了、暫可停止之由可仰下歟、件事一度被仰遣之故也、　十日甲子、早旦參關白殿、申帥返事、申云、至于文書者、先日内々奉關白殿畢、隨彼命可左右者、今夜從右府御許被仰也、予又申云、先日前帥所奉唐物色目文書引合本解文有官物員皆以相合、但別召之事不叶唐人所申、若是歟、命云、一日前帥以右兵衞督送唐人賣買

物請文、卽返畢、但我見之、仍不奉公家歟、實有件文、殊無疑歟、不可下給鎭西歟、以彼帥陳申之旨、遣仰鎭西可宜也、以此旨可奏聞、○略中卽參內奏此旨、仰云、帥事可隨關白定申者、○略中書遣鎭西之仰詞、參關白殿令覽之、仰云、詞太吉、以此旨可仰右大臣、○藤原實資仍可作載官符也、○略中參右府、仰鎭西官符仰詞了、○略中鎭西官符仰詞在目錄、前帥所進唐人等連署文等、同下遣鎭西也、以彼爲令沙汰也、十一日乙丑、未剋許參右府、命云、返遣晏誠之官符、先日令請印了、而此度晏誠愁被沙汰之後、可遣彼廻却之官符歟、案內可取執柄之氣色者、○略中參關白殿、殿下被坐鷹司殿、卽參彼殿、晩頭出給之間、申右府被命之旨、被仰云、給此度官符被沙汰愁之後下給廻却官符也者、十二日丙寅、右府送給太宰府案可令覽關白殿者、入夜持參彼殿令覽、命云、殊無其難、內々經天覽、早可下給也、早速令成官符可下遣者、

〔長秋記〕長承二年八月十三日乙未、早朝帥中納言○藤原長實送書云、大切可示合事出來可來向、輦車可下也者、仍午時計行向云、鎭西唐人船來著、府官等任例存問、隨出和市物畢、其後備前守忠盛朝臣、自成下文號院宣、宋人周新船、爲神崎御庄領不可經問官之由所下知也、此事極無面目、欲訟申院也、其上書案可書給不可振筆、唯和名書、○天二可作也者、仍書書案、○略中抑宋人來著時、府官存問早經上奏、安堵廻却所從宣旨也、而可爲庄領由被仰下條、言語道斷也、日本弊亡不足論、外朝恥辱更無顧、是非他、近臣如猿犬所爲也、

〔朝鮮通交大紀五〕一慶長十三年戊申、明の萬曆三十六年、○略中此年八月、柳川景直東武より至り、去年朝鮮信使を通せし其報聘として、近臣を遣はさるべけれども、彼國亂後の故を以て、暫く我州○對馬使をして、國命を彼國に傳ふべきの由、神君○德川家康仰の旨有りと申せしによりて、○略中此年十一月報聘として、玄蘇、柳川景直を渡されしなり、○略中十二月、兩使釜山に至る、○略中兩使釜山に於て國書を度與し、且其釜山を館とするのこと、及歲船二拾隻を約條せり、特送三隻內にあり、且公貿開市求請等のことを講定したり、彼國これを己酉約條といえり、

〔惺窩文集二〕舟中規約代貞順、按貞順遣商船于安南國、

一凡回易之事者、通有無、而以利人己也、非損人而益己矣、其利者雖小還大也、不其利者雖大還小也、所謂利者義之嘉會也、故曰貪賈五之、廉賈三之、思焉、

一異域之於我國、風俗言語雖異、其天賦之理未嘗不同、忘其同、怪其異、莫少欺詐慢罵、彼且雖不知之、我豈不知之哉、信及豚魚、機見海鷗、惟天不容僞、欽不可辱、我國俗、若見他仁人君子、則如父師敬之、以問其國之禁諱、而從其國之風教、

一上堪下輿之間、民胞物與、一視同仁、況同國人乎哉、況同舟人乎哉、有患難疾病凍餒、則同救焉、莫欲苟獨脫、

一狂瀾怒濤雖險也、還不若人欲之溺人、人欲雖多、不若酒色之尤溺人、到處同道者、相共匡正而誡之、古人云、畏途在衽席飲食之間、其然也、豈可不愼哉、

一瑣碎之事、記於別錄、日夜置座右、以鑑焉、

日本國慶長　年月日　回易大使、司貞子、元誌

〔外蕃通書十二安南國書〕守重按ニ、惺窩文集ニ此規約ヲ載セテ、其夾注ニ疏シテ云、貞順運商船于安南國因代之ト、貞順ト云モノ何人ナルコトヲ知ラズ、按ニ羅山文集目錄ニ、吉田與一郎諱玄之、一名貞順、居洛西嵯峨角倉、後號素菴トミヘタレバ、必コレ角倉與一ナルベシ、然レドモ貞子元トアレバ、姓ハ貞ニシテ字ハ子元ト云ヘルモノカ、按ニ李覃ガ西遊集ニ、送貞友竹遊大明國序ニ、貞友竹ナルモノ、眞蹟ヲ藏ス、意フニ此人ナルベシ、又回易大司トアレバ、卽官商ニシテ、角倉氏ナルベキナリ、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年十月甲子、賜左右大臣太宰綿各二萬屯、大納言諱、○光仁弓削御淨朝臣清人各一萬屯、從二位文室眞人淨三六千屯、中務卿從三位文室眞人大市、式部卿從三位石上朝

私貿易

臣宅嗣各四千屯、從四位下伊福部女王一千屯、爲買新羅交關物也、

〔三代實錄清和二十一〕貞觀十四年五月廿一日庚寅聽京師人與渤海客交關、廿二日辛卯聽諸市人與客徒私相市易、是日官錢四十萬賜渤海國使等、乃喚集市廛人、賣與客徒此間土物、

〔今昔物語二十九〕鎮西人渡新羅値虎語第卅一

今昔、鎮西□□ノ國□□ノ郡ニ住ケル人商セムガ爲ニ、船一ツニ數ノ人乘テ新羅ニ渡ニケリ、

〔高麗史文宗九〕二十八年保元年我承○四月丙申、日本商人大江等十八人來獻土物、六月壬子、日本人朝元時經等十二人來獻土物、

七月庚午、日本商五十九人來、

〔百練抄二條七〕永曆元年十二月十七日、諸卿定申高麗國搦留對馬島商人事、

〔太平記二十四〕天龍寺建立事

夢窻國師、左兵衞督直義足利○ニ被申ケルハ、略中哀可然伽藍一所御建立候テ、彼醍醐後○御菩提ヲ弔ヒ進セラレ候ハバ、天下ナドカ靜ラデ候ベキ、略中將軍尊氏○足利モ左兵衞督モ、此儀尤トゾ被甘心ケル、サレバ頓テ夢窻國師ヲ開山トシテ、一寺ヲ可被建立トテ、龜山殿ノ舊跡ヲ點ジ、安藝周防ヲ料國ニ被寄、天龍寺ヲゾ被作ケル、此爲ニ宋朝ヘ寶ヲ被渡シカバ、賣買其利ヲ得テ百倍セリ、

〔善隣國寶記上〕光明院

曆應年中、新建天龍寺、由是有入元之船、必彼方後至元五六年之間也、自弘安四年至此五十八九年也、此間不可有兩國通信之使、惟海船往來、互不相拒、今天龍船亦然乎、定不可有我國王及將軍之書、惟天龍化緣之義爾、

〔續本朝通鑑光明五十五〕曆應四年南朝興國二年十二月甲辰朔、直義與疎石議、遣商船於元國、弘安以來、朝廷武家、與元國絕不通官船、然商船交易或有之、元弘以來、海內騷亂、商船亦不通、且依兵革處處回祿、諸器皆爲燼、天龍寺無什物、故更遣商船、求良材及諸器、此船達元國、載若干器物歸、此後每年爲例、世稱之曰天龍寺船、

〔善隣國寶記中〕予○周鳳按國史、○略中應永初、筑紫商客肥富自大明歸、陳兩國通信之利、於是大將軍源朝臣義滿、便以肥富爲使者、始通信書獻方物、故大明建文帝、遣禪敎長老天倫一菴來、將軍又遣密堅中隨天倫一菴行、船未達大明、而建文帝內難、叔父燕王卽位、改元永樂、堅中能通使命、而歸從此連年、兩國使者往來憧々、今所謂勘合者、蓋符信也、此永樂以後之式爾、九州海濱、以賊爲業者、五船十船號日本使、而入大明剽掠瀕海郡縣、是以不持日本書及勘合者、則堅防不入、此惟彼方防賊、此方禁賊之計也、自古兩國商船來者往者相望於海上、故爲佛氏者、大則行化唱道之師、小則遊方求法之士、各遂其志、元朝絕信之際尙爾、況其餘乎、有勘合以來、使船之外、決無往來、可恨哉、

〔交隣考略〕古來交隣事考

本州○馬對通交于善隣、而使聘往來者、以前古太守宗慶公之時、爲權與焉、繼至於太守靈鑑公貞茂公之時、而隣睦之義益著、然未有送使歲遣定額也、至于太守貞盛公之時、而嘉吉三年癸亥、始約歲遣五十船○略中文祿元年壬辰、果起兵征朝鮮、隣交久絕矣、

〔海東諸國記〕攝津州○略中

忠吉、今天皇○御門後土應仁元年丁亥、成化三年遣使來朝、書稱畿內攝津兵庫津平方民部尉忠吉受圖書、約歲遣一船、

安藝州○略中

持平、庚申年遣使來朝、書稱安藝州小早川美作守持平、約歲遣一船、

周防州○略中

敎之、申戌年遣使來朝、書稱周防州大內進亮多々良別駕敎之、大內殿政弘叔父、約歲遣一舡、

○按ズルニ、九州ノ諸大名、朝鮮ト交通スルコト多シ、外交部朝鮮篇ニ載セタレバ、省略ニ從フ、

〔續本朝通鑑六十五後柏原〕永正八年、僧桂悟（號了菴、東福寺僧）往年赴周防國、受義興（大內）資給、而南遊、海陸路艱、今年達明京詣闕上書曰、日本國差來使臣桂悟謹呈、悟等從人及高衆、歷歲月、凌風波遠來、直欲拜帝闕之壯麗、且得京城貨物也、（略）（下）

〔京都將軍家譜下〕同（永）（大）三年、細川右京大夫高國使宋素卿赴大明國、大內左京大夫義興以宗設爲使者、兼道先素卿到寧波府、爭先後、素卿賂於府吏、而先謁、依此諍論而罷市舶、

〔圖書編五十日本國考〕嘉靖元年、王源義植無道、國人不服、諸道爭貢、大內藝興遣僧宗設、細川高遣僧瑞佐及素卿、先後至寧波、故事凡番貢至者、閱貨、筵席並以先後爲序、時瑞佐後至、素卿奸狡、饋市舶大監以重寶、先閱瑞佐貨、宴又令坐宗設、席間與瑞佐忿爭、與相讐殺、大監又陰助佐授之兵器、殺總督備倭都指揮劉錦、大掠寧波旁海鄉鎮、素卿坐叛論死、宗設瑞佐皆釋還、給事中夏言上言、禍起于市舶、禮部遂請罷市舶、

〔南浦文集中〕與大明商客

大明泉州商客許麗寰、留滯於我邦、者一寒暑矣、今年艤舟於我久志浦、回於大明、明年再渡之時、不幸而舟雖至他州里、使我一小吏至於其地、子亦待吏之至、以定器皿貨財之價、其自利利子者、全無毫釐之差、是令子之志、而我之所望、亦在茲而已、其盟之堅者、金石膠漆、物莫能間、子其念之、

〔長崎夜話草二〕唐船始入津之事

今時日本の靜謐かくれなく、唐土も世改りぬれば、漸く唐土船も數そひぬ、長崎の津に唐船來りし初めは、永祿五壬戌の年、津の內戶町といふ浦に到りぬ、そのころまでは唐土も明朝の代にて、いまだ日本渡海をばゆるさゞりしかど、海邊村里の商人をのび〳〵に船仕たてゝ、五嶋平戶さつまの浦々に來れる船もありし、荷物は磁器、布、木綿、菜菓、砂糖のたぐひのみにて、世の人質素なれば、織物綾錦の類を持來る事なかりし、此後黑船來りしより、里民繁華にならひ、よろづ珍貨を好める世と成てこそ、唐人もさま〴〵の珍貨美麗の織物、多く持渡れる世となりし也、

〔長崎夜話草一〕黑船入津始之事

元龜元年庚午の歲にや、南蠻の黑船一艘、津の外の西浦福田といふ所に漂ひ來りて、荷物など賣買ぬる次手に、深江の湊を見て、是こそ世界一の湊よと悅び、來年よりは此津に來るべしと約束してかへりぬ、是に依て、元龜二年三月に、大村領主の家臣友長氏なる者に仰せて、諸國商人の旅宿なくてはとて、地割ありて高來大村平戶所々の商人、家宅を營み建つる事五六町なりし、案のごとく其年の夏、亞媽港より黑船二三艘數千貫目の商物とり積來りぬ、是より年ごとに絕ず五七艘、又は十艘來らぬ年はなかりし、此故に漸く人の住家も數そひ、町も多く成て、今の榮へとはなりしなり、

〔憲教類典二ノ長崎二十二〕定（略）（中）

一黑船之儀、商賣之事に候間格別之事、年月を經諸事賣買可仕事、

一自今以後、佛法之妨を不成輩は、商人之儀は不及申、何にても切支丹國々往返不苦候條、可得其意事、

天正十五年

〔長崎志十二〕異國渡海御免ノ事

一文祿ノ初年ヨリ、長崎京都堺ノ者、御朱印ヲ頂戴シテ、廣南、東京、占城、柬埔寨、六昆、太泥、暹羅、臺灣、呂宋、阿媽港等ニ爲商賣渡海スル事御免有之、

長崎ヨリ五艘

末次平藏　二艘　船本彌平次　壹艘　荒木宗太郎　壹艘　絲屋隨右衞門　壹艘

京都ヨリ三艘

茶屋四郎次郎　壹艘　角倉　壹艘　伏見屋　壹艘
堺ヨリ壹艘
伊勢屋　壹艘
以上

〔視聽草六集三〕異國人通商の御朱印寫

長崎西築町乙名荒木作三郎家に藏る所の古文書ニ云、文祿の初、從ニ日本國一異國江通商のため、海渡被ニ爲成一御免一京都より三艘、堺の浦より一艘、長崎より五艘の船主ハ、東京、交趾、東埔寨、太泥、六昆等之國々江渡海仕候、右之內一艘の船主ハ、私先祖宗太郎と申者ニ而、元和八壬戌年、台德院樣○德川秀忠御朱印頂戴仕、廣南國往來仕候、仍彼地國王に謁見仕候處、懷柔の情不ニ淺一、恩愛の餘り、圍碁の賭にことよせ、國王之息女妻に賜り、其時王歷世の阮氏を宗太郎に附屬し、親族之盟を結びし書一張を被ニ賜一候、此書外廓に金泥の繪形あるをもて金札と唱、其船を金札舟と稱し來候由傳承り申候、

其後四十餘年を經て、寛永十二亥年に至り、日本より異國渡海の事ども御禁制被ニ仰出一、其國彼國の通路杜絶仕候、宗太郎妻日本に誘引、此方ニ而女子壹人設け、御當地ニ於て相果申候、存生之內手馴候交趾作りの鏡一面、今に持傳候、○中略

寛政十年戊午正月

荒木小十郎

〔長崎志十二〕荒木宗太郎廣南渡海事

一元和ノ頃、長崎ヨリ荒木宗太郎、爲ニ商賣一廣南ニ渡海シ、國王ニ謁見シ、數年馴親シミ、柔恩ノ情不ニ淺一、後年マデ互ニ商賣ノ利用ヲ通ズベシトテ、國王ノ息女ヲ妻ニ與ヘ、廣南王歷代ノ阮氏ヲ宗太郎ニ授ケ、親族ノ盟約ヲ結ビシ趣ノ誓書壹通ヲ賜リタリ、此書紙ノ外廓ニ金泥ノ花形有テ、其中ニ眞文字ニテ書入タリ、是ヲ金札ト云習セリ、右ノ妻女長崎ニ誘引シ來リ、女子壹人出生ス、然處寛永十三年、日本ヨリ異國渡海一切嚴禁タル旨被ニ仰出一レタリ、依ニ之此後廣南國トノ通路永ク斷絶シ、妻女モ是非ナク長崎ニテ一生ヲ終レリ、右ノ金札、又ハ妻女手馴タル廣南製作ノ器物等、今以其子孫持ニ傳之一、

〔外蕃通書十二安南國書〕天南國大尉瑞國公曉ニ示客商一書書翰屏風

天南國欽差雄義營副都將行下順化廣南等處大尉瑞國公、爲曉ニ示日本國客商事一、蓋聞爲ニ國一、九經一曰、柔ニ遠人一、吾於ニ上年一、見ニ日本國商人有ニ船參艘一、遠來ニ吾國一、販賣ニ吾以一恩撫ニ之一、厚燕ニ待之一、欲ニ存ニ信義一、使ニ彼自感ニ吾德一也、彼等乃自逞ニ惡橫一、行國中一、虜ニ掠福建商人貨財一、劫ニ奸傍近居民婦女一、傲ニ物肆志一、越ニ法乖常一、吾使ニ人以一義諭ニ之一、欲ニ其改一過遷ニ善一、彼乃弗一遵ニ吾命一、願ニ自決戰一、吾不ニ得已一加ニ以兵威一、非ニ貪彼等貨利一也、惡ニ其無禮一戒國人一、勿ニ爲侵掠一、爾等各自謹守ニ所一存財物一、再整ニ船艘一、待ニ順風時一、回ニ爾本國一、以存ニ吾恩信一、愼勿ニ疑懼一、曉辭所ニ至一、爾等咸使ニ聞知一、須ニ至一曉ニ示一者、

弘定漆年○我慶長十一年肆月拾五日

曉示押

〔朝鮮通交大紀五〕一元和元年乙卯正月初三、公○宗義智捐館有、兩國和好のこと、公其勞有しといふを以て、彼國万松院圖書を送り、歲一船を約し、その祭奠を助く、後寛永二年乙丑、始て万松使船を遣られたり、

〔御當家令條十八〕急度申入候、伴天連門徒之儀、堅御停止之旨、先年相國樣○德川秀忠被ニ仰出一候上者、彌被ニ得其意一、下々百姓以下至迄、彼宗門無之樣ニ可ニ被一入ニ御念一候、將又黑船いぎりす船之儀、右之宗體に候間、御領分著岸候共、長崎平戸江被ニ遣一之、御領內に而商賣不ニ仕候樣一尤候、此旨依ニ上意一如ニ此候一、恐

恐、

元和二年八月八日　安對馬　土大炊　酒備後　本上野　酒雅樂

追而唐船之義者、何方江著候とも、船主次第賣買可仕旨被仰出候、以上、

〔外蕃通書十三安南國書〕本多正純土井利勝與交趾船本彌七郎制令截條令

自日本到交趾國渡海之諸商人、可爲船本彌七郎計、付於交趾、非法之輩在之者、屋形次第可被成敗者也、

右相背者於有之者、歸朝之刻隨言上、曲事可被仰付旨、執達如件、

元和四年戊午十月十二日　土井大炊助利勝朱印

本多上野介正純朱印

船本彌七郎

〔續昆陽漫錄一〕安南

安南總鎮營の書、及び清都王の令旨の寫をみれば、我國の商人安南へ往きて賣買をなしたりとみゆ、その書斯の如し、

安南總鎮營爲繳報事、茲有船主間小左衞門、有中鎗一件、已准買應用爲此繳來本國、所該等員人驗實並停勾擾茲繳、印

永祚十年正月二十六日　永祚は、安南の年號なるべし、

繳　弼此二字押字とみゆ

元帥統國政清都王令旨、日本國義客彌右衞門、許匝年裝載各貴物、就安南國赴京、拜稟置賣、以通兩國交易貨財、副其恩義、茲令、

永祚六年○我寛永元年　五月

令旨

朱印

〔十三朝紀聞一後水尾〕寛永十二年七月、幕府令長崎禁交趾、占城、呂宋、阿媽港等船入互市、先是諸外船隨便泊西海諸津、至是以嚴禁邪蘇教停之、

〔折たく柴の記下〕大名並に商人どもの、御朱印を申請ふて、外國におもむき商せし事ありしも、寛永十二年にぞ停止せられける、

〔長崎夜話草一〕異國渡海禁止之事

黑船停止の前より、耶蘇の教へ正法にあらざる事を、公けの御いぶかりにて、日本の人、妄りに異國へ渡海の事、いかなる災ひもやとて、寛永十二乙亥の年、日本異國渡海の船、御停止おほせ出されぬ、是より長崎より御免許の御朱印給はりて、年々異國へ渡海せし船も留りぬ、長崎より渡海の船五艘は末次氏、二艘舟木氏、一艘荒木、一艘糸屋一艘なり、泉州堺伊豫屋船一艘、京都船三艘は、茶屋、角倉、伏見屋なり、三所の船合て九艘の外、他所よりは渡海なし、いづれも皆長崎にて唐船造りの大船に作りて、皆長崎の津より出帆す、此時も大明には往事なし、東京交趾、塔伽沙古、呂宋、亞媽港、柬埔寨、暹羅等の外國へ往來せしなり、唐土には倭寇として、明朝の初より日本の船を甚禁制せしゆへに、大内義隆よりの勘合船の外には、曾て唐土海邊の湊に、日本の船到る事堅き制禁にて、往たる船なし、此故に皆外國へ往來せしを、世俗唐渡りと號せり、長崎より渡海せし人、近き比まで存命なりしも多かりし、

〔糸割符御由緒〕糸割符ノ義ハ、慶長年中御定被成下候、其御定ヨリ以前ハ、外國へ罷越候商人共、日本ヨリ船仕立、金銀積入、銘々存寄ノ外國へ渡海仕、代物買取、歸帆賣得仕候、然ル處渡海人年々多、

糸割符

御停止ノ鐵砲兵具等洩持越、第一御製禁ノ耶蘇宗門追々傳來候事共ニ付、大御所樣〇德川家康ヘ奉申上候御比ヨリ、嚴敷被仰付、猥ニ出船難仕御座候ヲ、御由緒有之者共、御朱印頂戴ノ上、渡海外國商賣仕候、此御朱印糸割符人ノ内、今以奉所持候、慶長九辰年御定ノ節モ、右御朱印前以被成置候筋目ノ者共、初テ糸年寄役奉蒙仰候、日本商人渡海ノ義ハ、長崎新港御取立以後御停止被仰出候、一慶長年中長崎御公領ニ相成、新港御取立、異國來船入津仕コトニ相成候テモ、商人ノ作法不相定、異國船商賣隙取、滯船永ク迷惑仕候旨願出候ニ付、積戻候テハ重テ積來申間敷候間、買取候樣、大權現樣御思召ニ付、長崎御奉行小笠原一庵樣ヲ以テ被仰出、割符人共不殘買取、異國船共歸帆仕候、其翌年又々糸大分ニ持來、下直ニ賣候故、前年上意ニテ買取候者共、多分損銀仕候間、此者ニ限リ利分有之候樣ニ直段ヲ立、去年之買高ニ割符買取候樣被爲仰付、此度ノ上意自ラ糸割符御定ノ基ニ罷成、其格ヲ以、年々此者共買受申候、然ル處長崎表ヘ諸國ヨリ入込候者多、外國商人モ代物直段難相定候故、是迄異國商賣願立相勤、勿論元來御由緒有之者共被召出、慶長九辰年五月三日、於伏見御城始テ糸割符御奉書奉頂戴候、寫左ニ記之候、

黑船著岸之時、定置年寄共、糸ノ直イタサヾル以前ニ、諸國商人長崎ヘ不可入候、糸ノ直相定候上ハ、萬望次第致商賣可者也、

慶長九年五月三日　　本多上野介在判　板倉伊賀守在判

右御奉書ハ、長崎高木作右衞門殿方ニ預有之候、

但作右衞門殿、其砌長崎糸年寄ニテ御座候、

右之節御定ノ題糸高

京　百九　堺　百貳拾九　長崎　百九

三ヶ所合三百貳拾九　但壹丸五拾斤入、壹斤量目百六拾目、

一寛永年中、江戸大坂ヘ糸割符被仰付、五ヶ所ニ相改候、御定ノ題糸高、

御定糸　京題糸　百九　堺題糸　百貳拾九　江戸題糸　百九　大坂題糸　五拾九　長崎題糸　百九

五ヶ所合四百七拾九　但壹丸五拾斤入、壹斤量目百六拾目、

右被下置候題糸ト申義ハ、唐阿蘭陀ヨリ糸高何程多持渡候テモ、個所々々ヘ不殘題糸ニ割符被下置候御事ニ御座候、

一天川船唐船白糸黃糸小黃糸ノ外、扨黃糸、片ヨリ糸、飛紗綾、縮緬、其外糸織物分、悉割符方ヘ被下置、配分仕、此節大割符ト稱申候、寛永九申年ヨリ織物ノ類ハ不被下置、糸類計被仰付、

一長崎新港御取立前後、割符ノ者共、乍恐御下知ヲ奉請、隨分相働キ出精仕候テ、入船勝手宜、何程荷物持來候テモ無滯買取、糸割符人御定モ相定候ニ付、異國船共、段々代物多持來、追々御作法備リ、發旦御思召ノ通、長崎表御草創御成就ニテ、永々和漢交易ノ港ニ相成申候、尤慶長拾巳年、又夥敷諸色持來候故、割符方商人共ニ金銀手支、商賣可及延引ニ付、糸千丸御買上ニ相成、小笠原一庵樣、長谷川波右衞門樣、御持登、右ノ糸千丸共、伏見御城ヘ納申候、

一長崎御開發以後、年々御作法相定候ヘ共、商人共諸國ヨリ入込義故、兎角一致不仕、間々我意ノ義多ク御座候處、乍恐長崎交易根本ノ割符方ノ義ニ御座候ニ付、右御奉書ヲ以テ、糸年寄共御定被成下、毎年罷下リ、異國船著岸ノ節ハ、壹人宛船々ヘ乘入候テ、御停止ノ荷物相改、積荷見屆候上、商賣被仰付候御撿使ヘ、五ヶ所糸年寄共立合、諸商人共支配仕、異國交易當時迄仕法相定申候、依之バ所々ニヨリ、毎年糸年寄ドモ壹人宛交代、長崎ヘ相詰、受拂役、糸端物藥種荒物目利役ノ者共召連在勤仕候、且又中興迄ニ糸元直段相濟不申内ハ、長崎入口ヘ諸商人不可入トノ札相立置キ、

糸直段相濟候段、御役所へ御屈申上、右□札候上、商人共追々長崎へ入來リ、夫ヨリ諸色入札商賣被仰付候、

一阿蘭陀人平戸ヨリ長崎へ入津以來、出嶋屋敷表門番所一方ハ、四ケ所割符方ヨリ勤番仕候、

一往古異國渡海御朱印頂戴ノ前後、御由緒幷御奉公ノ品、銘々申傳候義、種々御座候へ共、恐多難奉書記候、其内一統ニ申傳候ハ、大坂御陣ノ節、八幡ノ下星田ニテ、長谷川左兵衛樣御取次ヲ以テ、大權現樣○德川家康御目通ヘ度々罷出難有奉蒙上意、御陣場ヘ相詰、諸物運送ノ用、或ハ國々ヘ徘徊仕實否ノ說々奉注進、又ハ銘々働ヲ以、金銀俵數、幷御入用ノ品々奉差上候、此古格ヲ以テ、其后嶋原一揆御成敗ノ節、長崎御奉行所ヨリ被仰付、割符ノ者相働キ、幅三拾間、渡リ一里ノ間ニ、陸地同前ニ船橋修造仕候、

一元和年中、台德院樣○德川秀忠御代、糸割符ノ義、私ニ相究候事モ有之哉ト、松平右衞門大夫樣ヲ以テ、長谷川左衞門樣ヘ御尋被爲成候處、於伏見御城、大御所樣御前ニテ被爲下置候糸割符品々、委細御定書ノ御帳、奉書紙横折クワンゼヨリニテ縅候ヲ差上候、右御吟味被爲成候ニ、縅目ノ印形本多佐渡守樣筆者ハ杉浦内藏樣ニ無紛慥成御定書差上、被爲聞召屆候段、右衞門大夫樣ヲ以テ被爲仰出、糸割符ノ義彌相續被成下候、○中略

右之通御座候、以上、

午二月

糸年寄

〔糸亂記〕一十人之者伏見ヘ參ル事

ヲモワヌ風ニ梶ヲ絶、行ヘモシラズノリメグリテ、黑船一艘長崎ノ地ニ著ヌ、サレドモ金銀イマノゴトク澤山ナラヲバ、積來ル白糸買手ナク、兩年マデコソ逗留シヌ、此船ノ紅毛、一庵老ヘ御願ヒ申セシコソコトワリナレ、日本ヲ賴ミ、ハルバ〳〵ノ遠國ヨリアキナヒニマイリ候テ、積ミ戻リ申ス事、中々迷惑ニ存奉ル、何トゾ長崎商人中ヘ買取リ申スヤウニ、仰付サセラレ下サレカシト申ルヲ、一庵老聞トヾケラレ、權現樣ヘゾ申上ラレヌ、其頃權現樣ハ伏見ニ御座ナサレシニ、堺ヘ御下地アツテ、○中略彼黑船ノ荷物ドモ買取、早速出船イタサスベシト仰下サレケレバ、宗岸時ノ上坐ナレバ、ヲツ取テ御返答申上テ、タトヘ身命ノ儀ヲ仰セ下サルヽトモ、タレカイナミ奉ルベキ、マシテ我々ガ業トナス所ノ商ヒ、イトヤスキ御コトニ候、近日用意仕リ候テ、黑船ヲ出船イタサセ申ベキ旨ヲ申サレケレバ、伺候ノ大小名モ、早速御受イタシカヌベキト存ゼラレシニ、心ヨク申上シカバ、權現樣御氣色ウルワシク、カナラズ日本ニヒケヲトラスナヨト仰アリシゾアリガタシ、

十人之者御奉書ヲ得ル事

斯テ十人ノモノドモハ、肥前ノ國長崎ニイタレバ、京都ノ者モウラヤマシキトテサシ加ハリ、長崎地下人ト申合セ、コト〳〵ク荷物ヲ買取テ、黑船歸帆セシカバ、今ハ何ノ用モナキニ、ウロ〳〵ト此所ニ居ベキヤウナシ、早ク上ヘ此ヨシ申上ベシトテ、伏見ヘマカリノボリテ、右ノ趣キ言上イタシ奉レバ、コトノ外御感成サセラレ、其上ニテ何事ナリトモ願奉リ候樣ニト、御上意ヲ得奉レバ、家ノ面目世ノ聞ヘ、ウレシキトモ中々ニ十人ノ者ドモガ心ノ内ヲシハカリテゾシラレケル、コレニヨツテ白糸割符ノ儀願上奉リシニ、則御奉書ヲゾ頂戴シヌ、其御奉書ノ文ニ曰ク、黑船着岸之時、定メ置年寄ドモ、糸ノヲイタサル、以前ニ、諸商人長崎ヘ入ルベカラズ候、糸ノヲ相定候上者、萬望次第商賣イタス可者也、　慶長九年五月三日　本多上野介判　板倉伊賀守判

サレバ此御奉書ハ、長崎高木作右衞門預リ居ル所ニ、長崎ノ御奉行竹中采女殿、割符ノ義御止アルベキヨシニヨリ、右ノ段々申入レ、其上御奉書ヲモ御目ニカケシカバ、御合點ナサレ候テ、コレハ奉行所ニアルベキ者ナリ、御役所ニ納ムベシトアリシカバ、堺年寄十人ノ名跡ヲ書付納メ奉

リヌ、

御代々御奉書ノ事

サレバ台德院樣〇德川秀忠御代迄ハ、堺京長崎ノ三所ノミ糸坐ニテアリシニ、德分アルゴトク聞テ、所々コレヲ望ミヌレド、筋ナキコトヽテ御取上モナカリケリ、中ニモ武州江戸ノモノハ、將軍家御居城ノ町人ナレバトテ、寛永八年未ノトシニ、始メテクワヘサセ玉フテ、四ケ所割符トナサレ、御奉書ヲナシ下サレケル、題ニ曰ク、

一白糸百貳拾九　堺　一白糸百九　京　一白糸五拾九　江戸　一白糸百九

長崎

右ハ大明ヨリ來リヌル糸ノ多少ニヨリ、年々其高ニ割符候ヌ、

一六拾九　吳服所

白糸ノ外ニ黃糸、片ヨリ糸、白紗綾、白縮緬、白綸子等モ、四ケ所割符ニ下シ給ワリ、右糸ノ割ニハ配分シタリケル、コヽニ攝州難波ノ津ハ、豐臣秀賴公落城ノ後ハ、御當家ノ御譜代家御城代御城番トシテ、昔ヨリハ繁昌日ニ增テ、彼ノ武藏ノ御居城ト雌雄ヲナスコト、洛陽長安ノゴトシ、然ルニヨツテ大坂ノ者ドモ、御江戸ノ御訴訟カナヒテ長崎ヘ下ルト聞ヨリ、彌々浦山敷ク思ヒ、川崎屋宗言、淀屋古庵兩人ヨリ、態々手代ドモヲサシ下シ、四ケ所ヘ割符ヲ拜領イタサルヽニ、大坂バカリ拜領イタサヾルコト、御殘リ多ク存ジ奉ル、御江戸加ハツテ御座候故ニ、來年ハ御訴訟申上ベク候、竹中采女殿ヘハ、ツテコレナク候間、其許深入老ヲ賴ミ申トテ、書狀ヲコマ〴〵ト認メテ下シケレバ、深入コレヲ采女殿ノ御家老ヘ披露ス、家老中采女殿御目ニ掛ケレバ、來年江戸ニ於テ御訴訟申上バ、相カナヒ申ベキヤウニ思召ル、條、今度大坂ノ町年寄ヨリ、ワザ〳〵手代ヲサシ下ス所、其上白糸モ多クコレアリ、御指圖ナサル、ニテハナケレドモ、深入肝煎仕リテ、白糸貳拾

丸バカリ遣シ候ヘカシト、采女殿御言葉ノソワリシマヽ、白糸貳拾九ヲ大坂ノ者ニ遣シヌ、明ル申ノトシ〇寛永九年大坂ノ御訴訟相カナヒテ、五ケ所割符ニゾナサレケル、御奉書ノ題ニ曰ク、

一白糸百貳拾九　堺　一白糸百九　京　一五拾九　江戸　一三拾九　大坂

一白糸百九　長崎

右ハ大明ヨリ糸ノ參リ候多少ニヨリ、其年ノ高ニ割符申候、

一六拾九　吳服所

此年黃糸卷物ノ類ハ、御奉行竹中采女殿御トメナサレケルトカヤ、寛永十年酉、江戸ヨリ遙々ノ遠國ヘ下リ、大坂ヨリハ堺ノ四步一ニテハ、少分ニ御座候ト、御斷リノ願度々ニテ、曾我又左衞門殿御奉行ノトキ、御奉書ヲナシ下サレシ題ニ曰ク、

一白糸百貳拾九　堺　一白糸百九　京　一白糸百九　江戸　一白糸五拾九

大坂　一白糸百九　長崎

右ハ例年ノゴトク、大明ヨリ來ル糸ノ多少ニヨリ、其年々高ニ割符申候ナリ、

一白糸六拾九　吳服所　一白糸拾貳丸半　筑前博多　一白糸五九　筑後　一白糸五九　肥前　一白糸貳丸半　對馬　一白糸壹丸半　小倉

此外ニ三九、下關木工隼人兩人ヘ遣シケルハ、御奉書ニコレナシト雖モ、五ケ所年寄諸商人ノ宿タレバ、內證ニテ遣シヤルコト例年ノゴトシ、爰ニ大猷院樣〇德川家光ノ御治世寛永十二年ニ、ヲモワズモ御闕所ノ白糸アリシニ、白糸ノ分ハ割符ニ下サルト、御奉行曾我丹波守殿、今村傳四郎殿仰渡サレケレバ、五ケ所ノモノニハ、ヲモワザル德ツキテ、ヨロコビ合コツ道理ナレ、

阿蘭陀船長崎ヘ入津ノ事

西國ガタ所々港ノヨロシキニハ、國々ノ廻船入津シヌ、中ニモ肥前國松浦ノ鄕平戸ノ浦ハ、代々

渡邊黨ノ領知ニシテ、彼松浦黨コレナリ、其頃ハ松浦肥前守殿トテ六萬石ノ御身代、其浦ノテイハ、譬ヘバ竈ノゴトク懐弘シ、併シメグレル高山アレバ、海ノ深キコト知ヌベシ、入口ニ兒嶋ノ山アリ、ミナモロコシノ異木ヲ植テ茂盛シヌレバ、彼福州漳州ニ至レル心地ゾスル其名ヲ九六嶋トイフ、阿蘭陀モ黒船類ナレバ、毎年此所ニ入津シテ、其頃ハ平戸商人長崎商人トテフタシナニゾアリケル、高石道句京長崎ノ人々ニ向ヒテ申スヤウハ、昔シ、我等ドモノ親宗岸ヲ始メ、十人ノ者何モカタノ先祖ノ力ヲカリテ、黒船ニ歸帆サセシ御褒美トシテ、此白糸割符ヲ御免アリシコトナレバ、人々我々ノ子孫ヨリ外ニ、新加ノアルベキ道理ナラヌニ、近年江戸大坂ノ兩所加ハリ、割方スデニ減ジヌ、此カワリニ成ベキコトヤアルト、思案イタシミルニ、彼平戸ニ入リ來ル阿蘭陀ヲ當長崎ヘ入シメ、白糸割符ニ申ナサバ、イカヾアラント申サル丶、京長崎ノ人々割符ノコトハ、トカク堺ノ下知次第ト、一言トヾムル人モナシ、タレヲカ御江戸ヘ下スベキトアリシニ、タレカレト申サンヨリ、材木屋道二ノ子加兵衞則宗トテ、道句ガ甥ナリシガ、此人コソト申スルニ、マダ十八ノ角前髪、急ギ男トナシテ、御訴訟ニコソ下シケル、寛永十八年ニ、御上使トシテ井上筑後守殿平戸ニ至リ給フニ、其結構ナル黒船ドモノカマヘ、金ノ網ヲハリテ色々ノ鳥ヲ飼ヒ置、珊瑚瑪瑙ノ玉ノ床、善ツクシ美ツクシタルヲゴリヲニクミ給ヒテ、長刀ヲミヅカラヒラメカシテ、金ノ鋼ヲキリハラヒ、玉ノ床長刀ノイシヅキニテ打クダキ、夫レヨリ長崎ヘイリ玉ヒ、井上筑後守殿、御奉行馬場三郎左衞門殿、柘植平右衞門殿ノ御三人、七月五日ニ御寄合アツテ、五ケ所ノ割符年寄ドモ御召アツテ、平戸入津ノ阿蘭陀船長崎ヘ仰付ラレ、白糸割符ニ下サル丶コト丶ナリ、此年ヨリモ白糸ヲ十九ヅ丶、平戸ヘコソハ遣シヌ、其時分ハ糸年寄ノ子タリト雖モ、三拾歳ニナラザレバ、年寄役ニハナサヾルニ、此度ノ御訴訟早速相叶ヒタル褒美トテ、例ヲソムイテ、十八歳ニテ材木屋加兵衞ハ父道二ノゴトク、年寄役ヲツトメケルコソ目出タケレ、

〔長崎港草五〕糸割符始之話

糸割符ノ始リハ慶長八年ナリ、其比黒船年ゴトニ來リ、白糸殊ニ夥シク積乘セ來リシニ、世中質朴ニシテ、諸人未衣服ノ美ヲ不好ニヨリ、買トル者スクナキ故、諸國ノ商人ニコレヲ勸ムレドモ承引セズ、船ヲ日本ニトヾムル事二年アマリ、蠻人今ハセン方ナク、奉行所ニ訴ヘ出テ曰、我々萬里ノ波濤ヲ凌ギ、日本ノ地ニ來リ、交易ヲ不遂シテ空シク積カヘリ候コト、莫大ノ損失ニテ候、願ハクハ御慈悲ヲ以、御下知ヲ加ヘラレ、商人等ヘ御買セ可被下之趣、再三嘆訴ニ及ビケレバ、奉行所モ默止ガタク思召ケルニヤ、此旨江府ヘ言上アリ、其後關東ヨリノ命アリテ、諸國ノ商人ドモヘ御觸アリ、夫々ノ分限ニ應ジ買取ルベキノ由、仰出サルニヨリテ、京堺或ハ近國ノ商人、長崎ヘ有合者トモ割符シテ相調フ、黒船悦ビ歸帆シヌ、然ルニ翌年又白糸大分積乘セ來リシカバ、元相求メシ商人等、未ナカバヲモ捌ザリシニ、以ノ外下直ニナルニ付、損失多ク、可致樣ナカリシカバ、訴狀ヲ捧テ申上ケルハ、去年之糸未不捌ウチニ、今年大分持渡リ、上方俄ニ下直ニナリ、身上難續候、依之今年ノ糸悉ク相對ニ御買セ下サルベキ旨奉願シカバ、則聞召屆ラレ割符セシムベキ旨仰付ラレケルトナリ、則割符ノ高如左、

白糸百丸	京	百廿丸	堺	百丸	長崎
六十九	吳服所五人ナリ				

右吳服五人ハ後藤縫殿廿丸、茶屋四郎次郎八丸、茶屋長固八丸、龜屋正兵衞八丸、三嶋屋祐德八丸、上柳彦兵衞八丸、以上六十九也、〇略中

其後寛永八未年、台德院樣〇德川秀忠ノ御代ニ、江戸大坂ニ初テ割符御赦免ニテ、五ケ所割符トナル、白糸五十九江戸、三十九大坂、此年白糸スクナキ故ニ、黄糸、片ヨリ糸、白砂綾、白縮緬、綸子等ヲ割符ニ取リ、翌年ヨリ白糸一色ニナル、

仝十八年、大猷院樣〇德川家光御代ニ、江戸大坂ヨリ致訴訟候ニ付、五十九江戸ヘ、廿九大坂ヘ加增ア

リテ、百九五十九トナル、此時糸割符極ル處如左、

白糸百丸　京　百廿九　堺　百九　長崎　百九　江戸　五十九　大坂

六十九　呉服所五人　廿六九之内十二丸筑前博多　二丸
牛對馬　十丸平戸　五丸筑後　五丸肥前

平戸十九割符ノコトハ、寛永十八年七月五日、井上筑後守上使トシテ下著アリ、仰渡サルヽハ、平戸ニ年々阿蘭陀仐著岸、商賣ノ餘計ヲ以致渡世處ニ、阿蘭陀長崎ヘ引越テ後ハ難儀致スベシ、依之御憐愍ノ上、割符拜領仰付ラルヽノ間、五ケ所仲ケ間ヨリ、十九割符仰付ラルトナリ、此時ニ仰付ラルヽハ、阿蘭陀積渡ル白糸モ、先年阿媽港船白糸之通、五ケ所割符仲ケ間ニ御買セナサルベキ旨仰渡サルトナリ、

〔堺市尹書留朝野舊聞裒藁所引〕權現様御代、長崎江黑船著岸之節、荷物賣拂之儀成兼候に付、長崎江罷下候商人共、不殘買取候様被仰出、商人之内、頭人無之而者相調間敷旨に而、伏見於御城年割符年寄被仰付候、其節堺糸年寄大分買取候ニ付、京長崎之割方より、堺計江貳割増被下候、伏見於御城被仰付候、堺糸年寄筋目之者拾人左之通、

伊丹屋道弟　伊豫屋良千　高石屋宗岸　奈良屋道汐　小山良觀
芝辻道意　成尾屋宗化　具足屋宗據　安井道二　阿知子宗實

〔呉服師由緒書〕高現米貳百石　呉服師　茶屋四郎次郎〇略中

一權現様御仕置被仰出候御時節、茶屋又四郎清次不相替御側相詰、諸事御用等も奉勤仕候長崎御用長谷川左兵衛江被仰付候砌、切支丹宗門御改ニ付、又四郎儀も付副罷越、右之御用相勤候、折節糸類之商船入津仕候ニ付、右糸類之儀者、絹布之元ニ而御座候得者、唐人之方より下直ニ買取候者、世間之商賣クツロギ可申旨申上候付、仲ケ間を拵、商人共江直段安ク買取候様ニと被爲仰付、糸割之儀も此節より治定仕候、此節長崎江往來之儀、慶長十二年より同十九年迄八ケ年間、毎年罷下ニ付、御役人方御大名方より書狀到來、今ニ所持仕候、其上交趾國渡海之儀被仰付、御朱印頂戴仕、四郎次郎延宗代迄渡海仕候ニ付、年々安南國王より書翰到來仕、今に所持仕候、其以後日本人渡海之儀御停止罷成、右御朱印岡野孫九郎江指上申候、〇略中

以上

茶屋四郎次郎

〔全堺詳志中〕長崎ニテ唐商スル者、糸割符ト云コトアリ、慶長九年於伏見城公命アリ、京堺長崎ノ年寄ヲ御召ナサレ、御奉書ヲ頂戴シ、所々ニ於テ、商人共其配分ノ料ヲ定メラル、御奉書ハ今長崎ニアリ、其糸料ハ堺殊ニ多シ、寛永八年ニ至テ、江戸大坂幷ニ諸國ニモ撰アリテ下シ給ハル、明暦元年ニ故アリテ割符破却セラル、其後寛文十二年、貨物市法ト云コト始ル、其トキ堺貨物人二百六十七人、貨物買高總計二千九百卅四貫目餘ナリ、十三年相續、亦相止ラル、貞享二丑歳再ビ糸割符ヲ下シ給フ、然レドモ諸ノ格式逐テ移リ變ズ、

〔糸亂記一〕割符御停止ノ事

割符停止アルベキヨシ、ヨリ〳〵上々ニ御沙汰アリケルヲ知ラザリケン、明暦元年未ノ頃ホヒ、五ケ所割符人ヨリ、近年唐人積渡候秋糸ハ少々渡シ、春ニ至リ多ク渡候事、五ケ所中間ノ者ドモ、秋糸ニテチアヒ定、春糸ハ同ジチニイタシ取候ユヘ、大分ノ損仕候テ、中間ツブレ申候、近年ケ様ニ唐人仕候ハ、大明ノ商ヒ、國姓爺一人ノ商ニマカリナリ候テ、秋ハ少ク渡シテ、其代高ク定サセ、春多ク渡スコト、コレ日本ノ商ノ様子存ゼシ故ニテ候、當年ヨリハ糸ノチ、時々ニ相定申度候ト願上奉リケレバ、存モヨラズ、數年御厚恩ヲ得候處、今利潤申候トテ、御停止ニコソ仰付サセラレケル、此年ノ跡船白糸貳千七百貳拾三丸半九斤トイフモノハ、午ノ年〇承應三年ノ直段ニテ、御公儀様ヘゾ召上サセ玉ヘバ、キノフマデモ町人ノ中ニ、由緒ノ者トテ人ノヲモイ入レモヨカリシニ、

今日ハイツシカ座頭ノ杖ナキ心地ゾセシトカヤ、

貨物初リ之事

斯テ長崎ノ御奉行牛込忠左衞門殿、寛文拾貳年ニ長崎安禪寺トイヘル所ニ、東照大權現樣ノ宮御建立マシマシテ、諸色貨物五ケ所ト仰上ラレケレバ、以前ノ割符人モ、此中ニ入ルコト上々ニモ思召レ、初メテ貨物ノ義仰付サセラレケレバ、御訴訟申セシ江戸詰ノ者ハ悦ヲナシテ國々ヘカヘリケルニ、サハナクシテ、以前割符取候モノニハ下サレヌ事トナリテ、國々ノ諸商人持下リシ銀子ノ多少ヲ題トシテ、頂戴申スコト、ナリヌレバ、五ケ所ノ割符人ハアキレ興ヲゾサマシケル、貨物ノ年寄トテ、堺ヨリハ鰯屋道甫、伊丹屋宗介ヲゾナサレケル、其後カハリテ阿賀屋九郎右衞門、伊丹屋六左衞門トイフ人コソハナサレケル、

〔長崎港草 五〕糸割符破之話

夫ヨリ十五年後、明暦元未年、白糸割符破レトナル、其時ノ奉行ハ甲斐庄喜右衞門、唐船渡海ノ儀ハ、春秋二度ニ定マリ、年ゴトニ商賣シケルニ、五ケ所ノ商人ドモ、心ノマヽニ直段ヲ付ケ、下直ニ買取ル故ニ利潤多シ、然ルニ唐人ドモハ、商賣ニ功ヲ得、所詮春船ニ積渡ル白糸ノ直段ヲ立、秋船ノ直ト究ムルニ依テ、春船ニハ白糸僅カニ持渡リ商賣ス、然ルニ五ケ所ノ商人、彼ガ巧ヲ不レ知シテ、高直ニトリテモ僅ノコトヽ思ヒ、進ンデ買トリヌ、彼モトヨリ巧ミテノ事ナレバ、秋船ニ白糸ノ高十三萬千六百斤餘積渡ル、此時割符仲ケ間ノ者、買取ルベキ評議ナリシカドモ、其價春船ノ直段ニ應ゼザレバ之ヲ賣ズ、去ルニ依テ春ノ直段ニ買取レバ、莫大ノ損失アランコトヲ恐レ、如何トモスベキヤウナシ、止事ヲ不レ得、此段訴ヘ出ケルニ、則江府ニ言上アリ、其後上意アリテ仰渡サルヽハ、大利ヲ貪リ、私愁ヲ構ヘ、定メ置ルヽ、五十日ノ日限モ相延ビ、唐船歸帆遲滯セシムル條不屆ナリト、其科ニ因テ自今割符相止ラルベシトテ、大坂御藏所ヨリ、糸代トシテ銀五千五百貫目差下サル、其奉行トシテ竹嶋七郎右衞門、中根仁左衞門、坪田藤右衞門被レ差添、此銀於長崎末次平藏預之唐人ニ渡ス、右ノ糸二千百廿二丸ハ於出嶋荷造イタシ、千三百六十一丸ハ大坂ヘ差上セラレ、相殘ル處ハ長崎乙名組頭、幷ニ地下諸國ノ商人分限ニ應ジ、元直段ニテ仰付ラル、如レ此召上ラレ、白糸漸ク拂底ニナリ、利潤モ還テ多カリシト也、地下ノ者ドモヘ仰付ラレタル白糸賣立、此代銀京都ヘ上セ、常是包ニシ、極月十五日、大坂御藏上納、コレヨリ白糸モ諸貨物ト同ク、相對商賣トナル、

〔教令類纂 初集百一〕寶永六己丑年三月廿九日

覺

一十二年已前より、呉服師共江相渡候糸者、百六十四丸餘者、向後相止候間、其段可レ被申渡候、尤御買上之直段相應ニ可レ被下候間、遂吟味可レ被伺候、古來より呉服師六人ニ渡來候分者、前々之通被下候間、可レ被得其意候、此段長崎奉行へも申達候、以上、

三月

右者三月廿九日、御納戸頭へ申渡之、

〔糸亂記 二〕白糸割符中興ノ事

誠ニ黄蝶ノサトシイタヅラナラズ、將軍家ノ御政道前代ニモ越ヘ、末代ニモアルマジ、〇中略爰ニ又肥前ノ國長崎ノ貨物割符ノ義ヲ御僉義アレバ、牛込忠左衞門殿ノ僞リ忽チ顯レ、權現樣ノ御免アリシ割符ノ義コソアルベキ事ナレトテ、貞享元年子ノ極月廿八日ニ、貨物御停止遊バサルルト、江戸ノ町々ヘ御觸アリテ、貞享二年丑ノ正月十日ニ、白糸割符ノ御奉書、長崎ニコソハ到來シヌ、其時ノ題ニモ、

一白糸百貳拾九　堺　一白糸百九　京　一白糸百九　江戸　一白糸五拾九

大坂　一白糸百九　長崎

右ハ大明ヨリ來リ候糸ノ多少ニヨリ、其年ノ高ニ割付ルナリ、

一白糸六拾九　吳服所　一白糸拾貳丸半　筑前博多　一白糸五九　筑後　一白糸五九　肥前　一白糸二九半　對馬　一白糸壹丸半　小倉　一白糸拾九

平戸

〔長崎港草五〕糸割符再興ノ話

明暦元年ヨリ貞享元年マデ三十年ノ間割符絶タリシニ、貞享二年、異國商賣銀高ノ御定アリテ、糸割符ノコトモ古シヘニ準ゼラレ、白糸ノ分ハ五ケ所割符仰付ラル、然ルニ長崎ヨリ阿蘭陀持渡リノ黃糸、長崎中ニ仰付ラルベキ旨願出ルニヨリ、白糸黃糸下糸トモニ五ケ所割符トナル、阿蘭陀方ハ銀高三歩一、割符ノ者ヘ仰付ラル、此時御奉書アリ、如左、

長崎にて唐船阿蘭陀商賣之儀、先規之通糸割符ニ仕、其外諸色ハ相對商賣可申付候、且又御制禁之品々、向後堅買取不申候樣可申付候、きりしたん宗門之儀、可入念之由被仰出之候者也、

子十二月廿六日

京都割符人七十六人　年々增減アリ

宿老四人　一人前銀廿貫目程　中老五人　一人前銀八貫目　大割符二人　一人前銀四貫目程　中割符廿八人　一人前銀三貫目程　下割符廿七人　一人前銀二貫目程

堺割符百廿六人

長崎下リ年寄三人　一人前銀二十貫目程　非番年寄八人　一人前銀十五貫目程　大割符四十二人　一人前銀三貫目程　中割符三十六人　一人前二貫五百目程　下割符三十七人　一人前銀壹貫百目程

江戸割符五十人

町年寄三人　一人前銀四貫目程　宿老二人　一人前銀十九貫三百目程　大割符四人一人前銀十九貫八百目程　中割符廿三人　一人前銀五貫目程　下割符十八人　一人前銀三貫五百目程

大坂割符五十六人

下リ年寄二人　一人前銀十六貫五百目程　非番年寄二人　一人前銀五貫百目程　居年寄十四人　一人前銀五貫百目程　大割符二人　一人前銀壹貫八百目程　中割符一人前銀壹貫七百目程　下割符　一人前銀壹貫二百目程

長崎割符　本書闕之

長崎糸割符宿老

昔時糸割符ノ時、長崎割符仲ケ間之内ヨリ、大割符取商人之内一人、町年寄差圖之者、江戸表ヘ年頭ノ御祝儀トシテ、獻上物差上御禮相勤ム、此例ヲ以、糸割符再興之時、御禮相勤者之詮議有之、折カラ市法商賣ノ時、浮銀ヲ以、糸被召上候時ニ、糸役人三人アリ、市法破レ、此役人ツブレ候故、幸此内二人糸宿老ト名付、二人隔年ニ江府拜禮相勤ム、宇野九郎兵衞、大塚三右衞門也、

糸割符五ケ所ニ極ル事

元祿十丁丑年十月ニ、白糸割符ノ高改メラル、糸ノ高千丸、吳服所ノ内三百丸御用物トナリ、七百丸御助成トナル、百丸江戸　百丸京　百丸堺　五十丸大坂　百五十丸長崎　此外諸國之割符ハ皆除之、

〔京都御役所向大概覺書六〕長崎糸割并糸面々株付之事

一常憲院樣御代、貞享二乙丑年五月、長崎奉行川口源左衞門、宮城監物在役中、古來之通、五ケ所糸

割賦被仰付候、〇略中

右中興割符被仰付候節、古來は糸割符白糸迄に候得共、向後は諸糸類不殘割符ニ買取候樣ニ被仰付候、然處同年八月御定、

唐人阿蘭陀元直段

銀九千貫目　御定高

内

六千貫目　唐人方　内貳千貫目糸代、貳千貫目端物代、貳千貫目藥種荒物代、

三千貫目　阿蘭陀方　内千貫目糸代、千貫目端物代、千貫目藥種荒物代、

一中興糸割符、貞享二乙丑年より元祿十丁丑年迄十三ヶ年連續、同年十一月、長崎諏訪下總守於役所、近藤備中守、丹羽遠江守立會、五ヶ所糸年寄共被召出、向後現糸割符ニ被仰付之旨被申渡候、

一元祿十一戊寅年より、現糸割符御定之御割方、

現糸百丸　京　現糸百丸　堺　現糸百丸　江戸　現糸五拾丸　大坂　現糸百五拾丸　長崎

以上

現糸五百丸　五ヶ所

此糸高二万五千斤

但二百三十三丸は唐人方、白糸二百六十七丸は阿蘭陀ニ而、都合五百丸分被下之候、

外ニ

現糸千丸　呉服所中

此糸高五萬斤

内

三百丸ハ御納戸御用白糸　七百丸ハ呉服師中配分　但四百六拾七丸ハ唐人方白糸二百三拾三丸ハ阿蘭陀糸

右呉服所中より段々願上、五ヶ所題糸被召上、現糸ニ被仰付候由有之候、此外糸多持渡り候時は、長崎會所江買取、商賣筋ニ被仰付候、此節より分國江被下候現糸三拾六丸半は、御停止被仰付候、

〔堺市尹書留朝野舊聞裒稿所引〕寶暦七年、堺糸割付人數合百廿五人、内糸年寄六人、

此糸高四千七百四斤、外に百五十斤ハ糸年寄長崎番役料、古來二百五十斤の處、元文五年百斤を減じ、此代りとして長崎に於て銀壹貫目宛、總割付人より出す、百四十六斤ハ請拂、幷に糸目利人給料分、元祿十一年割付減少より、此代りとして銀子を以て總割付人より出す、合五千斤、

糸年寄六人　給料糸百五十斤銀七貫目

糸目利役二人　長崎下り番給料銀三貫目

筆者三人　給料一人ニ付銀五百目

總者三人　給料同斷

小使一人　給料銀二百五十目

筆者二人　市政總年寄役場兼帶ニ付給料銀八百九十目

小使一人　同斷給料銀六百目

〔安永七年五箇所絲割〕大成武鑑符年寄

京富小路三條下ル丁　有木宗清　京姉小路油小路西へ入丁　小野寺三郎右衛門　京長者丁新丁西へ入丁　江原忠七　京西洞院下立売下ル町　宇野久四郎　堺市之町海部屋甚左衛門　堺宿屋丁　小西次郎兵衛　堺北材木丁　帶屋四郎兵衛　堺小林寺丁　高志四郎左衛門　堺兩替丁　高三清兵衛　堺戒の中濱丁　益田治兵衛　江戸本所四ツめ　宇野善右衛門　江戸かんだしまと丁　山際七右衛門　大坂天滿北づめ　中村左近右衛門

大坂本町堺筋東へ入　吉文字屋三郎兵衛　大坂谷町筋角　渡邊又兵衛　大坂三丁目　川崎屋治
右衛門　長崎酒屋町　村田伊右衛門　長崎東上町　濱武源兵衛　長崎さくら町　森與左衛門

〔慶應元年明細分限帳〕一糸割符方

宿老三人　銀一貫五百目　糸掛役三人　銀八十七匁　糸目利二人　銀一貫八百五十目
藏番五人　銀五百五十目　銀見三人　銀九十目　銀掛三人　銀七十二匁　同手
傳二人　銀四十三匁　極印打二人　銀八十六匁　宿老付筆者六人　銀二百匁　同總
代十人　銀百匁　五箇所會所筆者小頭二人　銀百五十匁　同家守一人　銀三百三十匁
同元締一人　銀三百三十匁　同札讀二人　銀四匁　同手傳四人　銀四十三匁
同小役三人　銀二百二十三匁　同日雇頭三人　銀九十目　同火消三十人　總合銀四百
三十目　糸目利付筆者一人　銀七十二匁　同小使二人　銀六十目　同斤量手傳三人
銀三十目　同定雇小使一人　銀二百五十目

密貿易拔荷

〔折たく柴の記〕長崎の地下人、交易の行はれざるがために、飢餓のもの多く、弱き者はかしこにとゞまる唐人と通じて、館中において私販の事あり、強き者はかしこを去りて、唐船を待ちて海上にして私販の事あり、外國の人も近年に及びては、定れる海路をも往來せず、近海に出沒し、我國の姦商を待ちて私販し、剩此ほどは、陸に上りて水を取り、木を伐り、漁船の網せし魚蝦、女童の拾ひし海藻等を奪取り、居民是を制すれば、戎器を執りてふせぎ、番船是に近づけば、火砲を發して劫す、此ほどの事あり、阿蘭陀船の歸る時にも私販の事あり、〇中略、此國人かゝる事ありしは、未曾有の事なり、

定額の船〇唐、阿蘭貿易船といへども、銀額定めあれば、凡一船に積來りし物を、其價銀百六十貫目計りの物、交易する事をゆるされて、其餘の物どもをば殘荷物などいひけり、はるかの風浪を凌ぎ來りて、手をむなしくして歸らむ事も、多くの貨物を載せ來りて、利すくなくして歸らむ事も、其志にあらねば、いかにもして積來りし物どものうれん事を謀り、我國の者も、額内の物を買得るには懸り物など云事を始て、其費用多く利分すくなければ、いかにもして積歸らむ物共買取らんと謀りしほどに、年々に私販の事共多くなりたり、〇出買、〇仲買、〇ぬけ荷、〇ぬけ買など、種々の名目あり、

〔長崎志五〕拔荷沙汰之事

一唐船拔買之儀、以前は洋中に而數日漂ひ候内、夜に入拔買仕候樣及承候、夫々追々御吟味も強く被成候得共、兎角密賣仕候もの間々在之由に御座候處、去年以來は、格別御嚴重に御吟味も在之故、不正之賣買仕候もの自訴等も仕、當時は右に携候もの無之由風聞仕候、唐物拔荷御法度之御書付は、町々乙名門々張置申候、

〔朝鮮通交大紀七〕寛文七年丁未、同じき御宇〇靈元朝鮮敬仁王八年、東武鈞命して、僞船の事を彼國に告しむ、從是さき筑前の商伊藤小左衛門といふ者、諸商と議り、僞船を朝鮮に通じ、鳥銃、刀劍、硫黄等の物を載せ去り、連りに潛商したりしに、彼國亦密に是に文引を給し、接待を許して、意を恣にして往來せしむ、甲辰年〇寛文四年に至り、其事露われし故、小左衛門及び其黨類を捕へ、長崎にいたし究問し、各本土に送て其科に依、磔斬の典に被處たり、よりて我州〇對馬に命じてこれを朝鮮に諭し、其通同の事を究しめられしに、彼禮曹參判曹漢英書を復せし略に、往者邊徼之事、未即相報、以致來敎之先及、而曲爲推恕、不欲追咎於既往、喻以霜氷慮在杜漸於將來、實感永好之義、還切愧歎之心、肝鬲之要、豈不銘佩、といひて、是を究問するの事なかりしゆへ、翌八年戊申六月、公〇宗義眞再書を送り、其黨類を執へ、是を刑典に置くの事なく、且其文引なきの僞船を許し納れたりしの事を責られしかば、彼國禮曹參判南龍翼をして、書を復して其事を謝せし也、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參判南龍翼奉復日本國對馬州太守平公閤下、耑使復至、帶得辱翰、且審啓居珍謐、慰沃良深、示諭事意、前書未能詳悉、致勤再問、彌增愧忸、往歲有船來泊我境、願賣硫黄、此是本邦之所不產、

曾前求貿實貴州之所已知也當其船到之初未思印契之當驗不加禁斷實由疎漏今承來教雖恨靡及本末如此歸罪無所此後嚴防其敢少忽業已申飭壇場一意謹守顧以誠義相與之道不容護前而自外敢盡布之惟執事之諒恕焉時氣向寒切冀毖重不宣戊申年九月日、

〔朝鮮通交大紀七〕元祿二年己巳此比彼國參貨の貿易を閉たりしを以て公○宗義眞書を禮曹に致し、その出し貿る事をもとめられたり時禮曹參議姜世龜我州○馬對に復せし書あり左に記す、

朝鮮國禮曹參議姜世龜奉復日本國對馬州太守平公閣下槎便帶書具悉冲襟慰沃良深委示參貨一節非不知辭意之懇至而事有所決難强副者人參雖產於我國本來稀貴曾前許採之時則猶有餘儲可以推移每當求貿無不准許者蓋出於善隣之義也比年以來其種絕少且或有奸民生事之患不得已嚴加禁防本國藥餌亦患難得從何求覓以副盛眎惟此人參或許或不許隨其有無非欲靳惜事勢如此玆孤盛意想惟恕諒敝產雖薄略申回敬不宣己巳年八月日○略中

此とき彼商韓國安等其國禁を犯し我州商と參貨を潛商せりとて國安等を死刑に處し且東萊府使朴紳をして此事をわが州に諭し約條に依り同律たらむことを請しなり其書左に記す、

朝鮮國東萊府使朴紳奉書日本國對馬州太守平公閣下緬惟鼎茵珍毖傾慰且傃仍念兩國潛商之禁條既立制札約如金石矧今人參比甚絕產其禁尤重而年前弊州韓國安等三人見利忘死犯法潛商既依約條而梟示則貴州潛貿之人豈有異同以此事意前後開諭非止一再而館守謂有所受終不肯聽當初設禁彼此惟均今日論罪一施一否斷无是理玆事若出於左右之意以左右信義之篤紀律之嚴必不令在館之人冒法禁違約條潛相交易也明矣而館守之前後周遮至欲藉重於左右此實左右之所深耻而所深惡者也玆憑象舌略陳顚末欲知其言之眞贋仍請犯人之論斷惟冀恕量而回示焉肅此不宣己巳年十月日、

〔享保集成絲綸錄三十五〕正德四午年五月廿一日

長崎往來之唐船私商賣之事年々に相長じ其外御國法に相背き候事等有之に就て今度唐船の事におゐてハ長崎奉行所幷彼近國の領主へ被仰出候旨有之候然者海上之國々に所領有之候面々毎年領内之船數を相改メ船切手の事等嚴密に沙汰有之もし私商賣之者のために船を借しあはせ候事有之におゐてハ去比被仰出候添高札之旨に任せ其者を搦取早速注進すべき由急度下知せらるべく候自今已後船頭水手等之事ハいふに及ばず何者に限らず私商賣の事におゐてハ犯罪の輩有之におゐてハ其領主越度の御沙汰たるべく候間宜敷其旨を可被存候者也、

五月

享保三戊年六月覺

一唐船持渡之諸色拔荷仕賣買之者今以不相止不屆ニ候向後買元不慥疑敷品有之候ハヾ不可相求於訴出者僉義之上其荷物可被下之尤拔買仕者有之候由沙汰承候共是亦可訴出段縱同類たりといふ共其科をゆるし御褒美被下之其上あだをなさゞるやうに可申付候若存ながら不申出者有之於令露顯者急度可行罪科事、

一海上ニ而唐船見かけ候ハヾ縱行違に候共唐船と遙に間を隔可罷通尤唐船かゝり有之近邊に同樣に船かゝりいたし候ハヾ遂僉義可行罪科候間國々所々におゐて西國北國往來之舟持候者共へハ常々急度可申付事右之趣堅被申渡置外より相知ざる已前面々領知支配下より相改出し候樣に無油斷可被申付候若違犯之者有之時ハ同之通仕置可被申付候以上、

六月

〔有德院殿御實紀附錄三〕備前守○大岡清相不幸にして肺癰をやみ出し江戸にありて死しければ日

下部作十郎博貞をこれにかへて、奉行○長崎となさる、○略中其頃、長崎に先生金右衞門といへる姦商あり、國禁を犯し、私に交易を事とし、身には唐商の衣服を著、口には唐人の言語をなし、常に海上に舟をうかべて住居とし、折々は福州吳楚の地にもおしわたり、唐商に玄たしみむつび、わが國の姦商引つれ、海上にて交易せしむ、彼が姦雄の擧動にみな畏服すること、奉行よりも甚し、唐商等も玄やんすいと呼て、うやまはざるものなし、さればこの金右衞門を捕へ得ざるかぎりは、いかに嚴禁を設らるゝとも、港政治りがたしといへど、金右衞門は海上風波の中を家とし、心のまゝにげかくるれば、邑吏の輩も手をむなしくして年へたり、そも〳〵先代より定制に、姦商私に交易する事あらはるれば、死刑に處せらるゝおきてなりしが、此ころ姦商の棟梁三人を捕られしに、特旨もて命をたすけられ、いかにもして金右衞門をあざむき捕ふべしと、命ぜられしかば、彼者共再生の恩にむくひ奉らむとて、いかにはかりしにや、かれをたばかり、遂にめしとらへて來りぬ、此三人のものは、もと金右衞門が同類なれば、此ものどもをして誘はしむれば、金右衞門もうたがふ事なく來るべしと、兼てはからせ玉ひける盛慮のほどを聞傳へて、わが國の人はさらなり、唐蠻のものまで、舌をふるひ畏り奉りけるとぞ、さて彼金右衞門もまた罪をなだめられ、かれをもて他の姦商をさぐらしめ玉ひしかば、これより姦商おのづからやみ、禁令大に行れ、港政もよくとゝのひけるとなん、

〔天明集成絲綸錄四十五〕明和九辰年四月

異國船拔荷筋之儀ニ付、先年々度々被仰出も有之處、等閑之儀も有之哉、近年間々疑敷儀共相聞候、九州者勿論、其外國々漂著等有之節は、別而心を付、尤其所々之者に不限、他國又は長崎表より罷越、拔荷之手段相催候者、及見聞候はゞ、早速召捕、御料は御代官、私領は領主地頭江相屆、長崎奉行江可相渡候、右訴出候者江は、於長崎奉行所相應之褒美可爲取之候、縱令一旦右手段に相加候共、其筋申立におゐては、同類之罪を免、褒美可差遣候、併本人同類等さだかならず、吟味之手掛無之趣、取拵候申立等之儀者、吟味之上咎可申付候、右異國船拔荷筋之儀ニ付、手段之趣乍存其儘差遣、後日に外より相知ルニおゐては、急度曲事可申付者也、

四月

右之通可被相觸候

〔天保集成絲綸錄百五〕天明八申年十二月

御勘定奉行江

此度於長崎表遣ひ用賣等之儀も、以前のごとく相止め、其上不正之儀無之樣、猶又嚴敷被仰出候上は、正物取捌は聊無心遣踏込候而見込買取候樣可致候、且拔荷之儀ハ、前々より嚴敷御制禁候處、右御制禁を不相用、其上一己之利得をのみ存候間、御國有用之品を以、外國不正之產物買求候事、誠不一方重々不埒之至に付、別而嚴密ニ相糺、即時に嚴しき罪に可申付候、畢竟買請候者有之故、拔荷之不埒も出來る事に付、買請るものも賣渡るものも同罪たるべく、其節に至り後悔致間敷候、依而右之次第兼而不申聞、嚴しき科に行るに至り候而は、無罪之妻子迄、其科罪にあひ候事に付、不便之至候、條、前度々觸置候間、以來不正之品相見候ハゞ不可相求、先々之糺ニ不及、早速其筋江可訴出、猶詮議之上、其荷物ハ訴出候ものに可被下之、拔買仕候者有之由沙汰承候ハゞ、是又不糺實否、早々其筋江可訴出候、同類たりとも其咎をゆるし、其上あだをなさゞる樣可申付候、不正之品買置候ものにても、心を改早速自訴いたし候〕においてハ、前科を宥可遣事、右等に相背き候ものハ嚴しき科に可申付者也、

十二月

右之通可被相觸候

文化二丑年二月

大目付江

唐物拔荷之儀に付、先年より度々相觸候處、近年不正之商賣いたすもの有之趣、粗相聞不屆候、以來は海陸浦方村町間道筋、且船中に而も、怪敷荷物は見懸候ハヾ相糺、不正之荷物に有之ば、早速荷物人とも其所江留置、荷物は所役人荷主立會封印之上預り置、長崎奉行所又は其所之奉行、或は御代官領主地頭江可申出候、若荷主宰領等取逃し候ハヾ、其所之役人ども立會、荷物封印せしめ訴出べき事、

一たとひ同類たりとも、訴出においてハ、其罪をゆるし、荷物に隨ひ、多分に褒美銀被下べき事、

一拔荷差押候者、幷村町役人は勿論、都而不正物附送り候を差押、訴出においてハ、其支配筋役人場所にて始末相尋、奉行所江其段可屆出候、於然は右之者共、奉行所江不及差出間、掛合之處を不厭、心懸差押訴出べく候、尤其荷物に隨ひ、多分に褒美銀可被下事、

一薩州よりハ白糸紗綾に限り、京都に問屋定置相廻し、對州ゟハ蓬砂、其外藥種類、唐物之紛敷品は、箱詰之上、朝鮮產之旨相記し、賣先送狀等紛敷無之樣、宗對馬守役人送狀を以相廻儀に候、右之外都而唐紅毛持渡之品は、長崎表に而買請、五ヶ所糸割符宿老手板證文添相廻儀に候、手板無之荷物之分は、不正物に有之間、其旨相心得べき事、

一右之外、先年より拔荷物筋之儀に付、度々被仰出處之觸書之趣、無違失急度可相守之者也、

右之趣、御料ハ御代官、私領ハ領主地頭より、浦方村町とも不洩樣可觸知候、尤觸書之趣、板札に認、高札場に掛置可申者也、

右之通可被相觸候

二月

文化二丑年二月

大目付江

唐物拔荷之儀、前々より度々被仰出之趣も有之、奉行所之手筋に而は毎度差押、嚴科に被行事候處、私領においてハ改出し候沙汰も不相聞候、尤領内口留之番所、川船改之番所等、所々に有之由にハ候得共、問屋之斷、又は送狀を見改候迄に而、荷物の改も無之相通し、二三人乘之小船旅船等に至而ハ、改にも不及趣に相聞、左候てハ可改出樣も無之、畢竟其筋役人共等閑故之儀、領主においても不念之事共に候、仍之以來ハ湊内川船改之番所、幷に湊見張番所共、賣荷物之分、自他之船船大小となく、旅船風待汐懸り之船とも、時々改之もの差出、積荷之樣子爲見廻、送狀等見屆、唐紅毛持渡之品は手板見屆、箇數突合、怪敷荷物は見受候ば、荷主に上廻り切解せ見屆可申候、改違は不苦候、若し不正之荷物、或は拔俵物等見出候ハヾ、船人共留置、長崎大坂最寄之奉行所江可相屆候、尤召捕候者を差出候には不及候、若し不呼出して不叶筋有之候ハヾ、奉行所の差圖次第、家來差添に不及、宿村次を以可差出候、

但手板見屆候付而は、爲突合手板印鑑相渡候樣、長崎奉行、京、大坂町奉行、堺奉行江達置候間、向向より相斷、番所ヶ所應請取可申候、尤九州幷長門周防之儀は、於長崎表相渡、其餘中國四國之分は、大坂町奉行所に而相渡筈候、

一口留番所陸荷之分も、前條同樣に候、

一三ヶ年過候手板、或は削張之所有之歟、繼手印形無之手板は、不正物に准じ候、

一所々口留番所に而、不正物改出し候ハヾ、番人共江厚く褒美可被下候、若又口留番所、改拔荷通候ハヾ、番人共ハ急度可申付候、

一改方に付、差支之儀も候ハヾ、長崎奉行所江問合可申候、尤向々番所改方之樣子、長崎奉行所ゟ

密々見廻せ候儀も可有之間、其旨相心得、改方嚴密に可申付候、右之通相達候上にも、改方等閑之向も候ハヾ、領主之不念たるべく候條、可存其趣候、
右之通可被相觸候

二月

〔長崎志十一〕享保十乙巳年

一正月廿八日、四番伊敬心船、幷二月三日、五番吳子明船入津、夜中拔買ノ者本船ニ來シニ、兩船主共ニ曾テ同意セズ搦捕ントセシ處、四番船ニテハ、其者海中ニ飛入シヲ、衣類ヲ剝取リ、五番船ニテハ、直ニ其者ヲ捕テ番船ニ相屆ル、翌日被遂御僉儀、逃去シ者モ相知レ、二人共ニ入牢被仰付、仍テ四月廿四日、兩船主ニ爲御褒美白銀百枚宛下シ給ル、

享保十一丙午年

一八月十七日、拾八番周元翰船入津ス、夜中拔買ノ者本船ニ來シヲ、船主搦捕テ、番船ニ相屆ル、追テ船主ヱ爲御褒美白銀百枚下シ給ル、

〔享保集成絲綸錄三十五〕享保十六亥年四月

戊三拾三番唐船主　謝愷臣

御勘定奉行江

右唐船へ去冬日本人拔買を企遊著、船中へ乘移候處、唐人共起合取圍之、早速番船へ訴候付、召捕候唐人共、拔買之儀申合候事無之、御掟を相守候付而、爲御褒美銀百枚被下之、
但右銀子者、高木作右衞門方ニ而相渡候樣ニ可被致候、
右之通、長崎奉行へ申渡候間、可被得其意候、以上、

〔百練抄四後冷泉〕永承二年十二月廿四日、渡唐者清原守武配流佐渡國、同類五人可浴徒年之由被宣下、件守武太宰府召進之、於貨物者納官厨家、

貿易違犯者處刑

〔百練抄五堀河〕嘉保元年三月六日、諸卿定申前帥伊房卿、遣明範法師於契丹、交易貨物之罪科、五月廿五日、伊房卿解却降位一等、緣坐者多、隨法家勘狀所被行也、以前度々有仗議

〔憲教類典二ノ二十二長崎〕享保三戊戌年四月十日

唐船拔荷いたし候者、只今迄御仕置ハ磔獄門等被仰付候義御座候故、訴人者出かね候故なり、向後重き者は家財等闕所、輕き者は遠島被仰付候樣に被遊候はゞ、結句訴人之者多可有之思召之旨、此段御尤奉存候、併總而唐船江日本人出會之義ニ而は、如何樣之密談可仕も難計、義に候ゆへ、前々より嚴敷被仰付置候段、異國日本共に存罷在候之樣ゆるみ候而ハ、此後如何可有御座哉と奉存候、以上、

四月

評定一座
長崎奉行
京都町奉行

享保三戊戌年六月　戸田山城守殿御渡

一拔荷商賣之者之儀、御制禁之宗門を弘メ、又は人を殺し、盜人抔と其品も違ひ候故、只今まで之通り、死罪御仕置不相應、其上訴人も其者之一言を以、人を殺候事故、先は難申出、積り候、右之通重き御仕置ニ而、拔商賣之者多あらわれ候へバ、買候者共無其儀、却而近年數多ニ成候、如斯候而ハ、御法度も不締樣に候間、向後は家財欠所追放遠島被仰付可然候、左候ハヾ御仕置も相當ニ成、役人之吟味も無遠慮、露顯之者之外有之迄同類之穿鑿存分に仕やすく、又は訴人も出安く、拔荷賣買之者多あらわれ候ハヾ、次第ニ致減少道理ニ候、
一於此表右之品共、役人江御尋も有之所、何れよりも御尤被申上候、其内前々の御仕置重く候事、

抜荷商買計之義は無之、唐人と日本人密々出會馴候而ハ、宗門等之義ニ付、如何樣之義も可有之哉との品ニて、死罪ニ罷成たるに而も候半哉と存候旨、申上候輩も有之候、然れども宗門ニたづさはり申候事も不相知處、左樣之分も可有之哉と推量を以、不相應之御仕置ハ難被仰付候事ニ候、勿論此度分死罪相止、欠所追放遠島と被仰付候とて、御吟味輕く成候と申義に而ハ曾而以無之義、畢竟相應之御仕置ニ成候得共、同類之吟味等も何事迄之仕懸り申事條、御吟味ゆるみ候故と、役人存候ゆへ、以之外違事にも候、以來別而心を付、隨分抜荷商買之者多召捕候樣ニ可致候、追放遠島は極り候而も、吟味之上、其節之樣子次第、死罪相當之品も候ハヾ、死罪ニも可被仰付候間、兼而此旨可相心得候、以上、

六月廿八日　　水野和泉守　戸田山城守　久世大和守　井上河内守

渡邊備中守殿　松平大藏少輔殿　北條安房守殿　鈴木飛驒守殿

猶々身上宜者は闕所追放、貧賤之分追放ニ而指而及難義間敷候得ども、是は遠島被仰付可有之候、以上、

享保三戌年八月廿八日

一本人は耳鼻をそぎ、家財之内、過怠之積り相應に取上之、追放可申付候、

一身上之能き者、本人ニ而ハ無之、抜荷商買手傳致し候者ハ、耳鼻をそぎ不申、過怠之積り家財之内相應取上申、追放可申付候、

一輕き者ハ耳鼻をそぎ候上ニ而、過怠無之積り候、本人と申に而無之、手傳候迄之義ニ候ゆへ、過怠不申追放可申付候、

一右抜荷仕候者之義ニ付被仰聞候、三段之御仕置之趣奉承知候、最前は追放幷一編欠所仕候義ニ相心得、書付差上申候、右之通ニ候得バ、段々差引有之、御尤至極奉存候、外ニ存寄無御座候、以上、

享保三年戌八月廿八日

〔翁草百五十九〕石河土佐守長崎奉行たりし時（享保の頃也、近年沒せら れたる土佐守祖父也、）抜荷御吟味嚴敷、刑人餘多有、右の刑行はるゝ時は、在府の異國人に見せらるゝ、舊例也、

〔日本古代商業史〕第七章　日本ニ於ケル阿蘭貿易ノ細說

此罪惡（密商）ニ該當スル刑罰ハ死刑ニシテ、決シテ輕減恩赦ノ望ナシト雖ドモ、獨リ主謀者及共謀者ノミニ止マリテ、自餘ノ刑罰ノ如ク其家族ニ及バズ、然リ而シテ日本人ハ屢此ノ罪ヲ犯スノ僻アリテ、今統計ニ據ルニ獨リ支那ノミト密商セルノ故ヲ以テ、刑ニ處セラレタル者、六年若クハ七年ノ間ニ於テ、其數三百人ニ下ラズト云フ、而シテ是レ皆支那ヤンク船ノ出帆ニ際シ、之ヲ追跡シテ大海ニ至リ、支那人等ガ長崎ニ於テ、其商賣ノ間販賣スルコト能ハザル者ヲ悉ク買收スルニ在リ、阿蘭人ト密商シテ、刑ニ處セラレタル者ニ至テハ、多ク其例ヲ見ズ、余ノ日本ニ滯在スル二年ニ足ラザル間ニ、密商ヲ以テ生命ヲ失ヒシ者五拾餘人アリ、中ニハ擒トナリテ自殺セシモアリ、又或ハ公然刑ヲ受ケシ者モアリ、或ハ囹圄中ニ私カニ死セシ者モアリシトゾ、千六百九十一年（元祿四年）ヨリ久シカラザル前ニ、二人ノ日本人、阿蘭人ヨリ、ボルヂヲ樟腦一封度密賣シテ、恰モ我出嶋ヨリ之ヲ運搬シ去ラントスルノ際發見スル所トナリ、竟ニ吾出嶋ニ於テ刑ニ處セラレタリ、

〔長崎港草六〕誅伊藤小左話

伊藤小左衞門ハ隱レナキ福有ノ者ナリ、舊ハ筑前博多ノ町人ナリ、此地ニ來リテ五嶋町ニ居住シ、恣ニ驕ヲ極メ、前栽ニ異木奇石ヲ多ク集メ、夫ノミニアラズ、居間ノ上ニハ硝子ヲ以、廣ク大ナル箱ノ如クナルヲ作リテ、天井ニカヽゲ、水ヲ貯ヘ、コレニ金魚ヲ游ガセ、臥ナガラ仰イデ視之、其

外様々ノ遊興ヲナシ、豊カニ樂シミテ有シガ、モトヨリ不義ノ富ナリケレバ、寛文七年、濱町江口伊右衞門ガ下人、主人ニ深ク憤ル旨アリテ、其罪惡ヲ訟ヘテ云ケルハ、某ハ伊右衞門ガ下人ニハ非ズ候ヘドモ、彼家ニ暫ク滯留仕候内、其主業ヲ察スルニ、深ク隱密ナル事ノミ見請候故、猶更心ヲ付テ相窺フニ、御法度ヲ背ク罪人ニテ候、先其荒増申上候ハヾ、其手船ヲ仕立、朝鮮國ニ渡海シ、日本之武器幷金銀ヲ多ク積乘、屢々渡海イタシ候旨、訴訟シケルニヨリ、即此者ヲ捕置キ、直ニ捕手ノ者ニ命ゼラレ、彼伊右衞門ヲ搦メトリ、御吟味ヲ遂ラルヽニ、此事ノ張本人伊藤小左衞門、筑前國高木勘右衞門、濱町乙名淺見七郎左衞門、對馬ノ町人蘆田勘左衞門、龜岡平左衞門等、同類ノ旨、伊右衞門白狀ス、即悉ク召捕ヘラレ、其外廿八人、或ハ磔ノ刑ニ行ハレ、又ハ死罪ニ處セラレ、妻子ハ好身ノ者ニ遣ハサレ、家財悉闕所也、對馬ノ者國主ノモトニテ刑セラルトカヤ、河野君ノ御時ナリ、

〔長崎港草六〕末次平藏滅亡

昔長崎ノ代官村山東庵亡ビテ後、末次平藏御代官トナリ、三代相續シ、平藏茂朝ガ代ニ至テハ、家甚ダ富ンデ、金銀山ノ如ク貯ヘ、種々ノ寶貨ハ、五六十萬石ノ諸侯モ持セラレヌ程ノ事ナリケリ、サレドモ慾ニハ限ナシトカヤ、サレバ古ヘモ今モ、唐土モ大和モ我身ノ亡ブルヲモ省ミヌヾ拙ナケレ、既ニ寛永十一年、異國渡海堅キ御制禁ノ處ニ、延寶年中ニ、末次平藏茂朝密カニ船ヲ仕立、異國ヘ渡海セシメ、唐土泉州ニテ船底ヲ二重ニ拵ヘ來リテ、刀脇指五十個、鎗長刀數十、日本ノ地圖ヲ書セ、是ヲ商賣ニシケル趣、露見シケルニ因テ、延寶四年辰正月九日、御詮議ヲ遂ラルヽニ、申開クコト不能、二月十七日ニ、平藏牢舍仰付ラレ、渠ガ所帶悉ク闕所アリ、家財之品如左、

一現銀八千七百貫目餘　一金小判三千兩入三十箱　一黃金拾枚入十筥　一銀壹萬貫目餘

但貸置所也〇略中　右之外寶藏ノ諸道具共ニ中積リ、金小判ニシテ凡六十萬兩餘也ト云、〇略中

平藏ハ松平右衞門佐殿ヘ御預也、因テ筑前ヨリ鎌田九郎兵衞人數百餘人召連來請取之、當所藏屋舗ニ置ル、時ニ二月十八日ナリ、四月廿九日、平藏父隱岐國ヘ流罪、松平出羽守殿ヨリ使者來、父子共ニ請之、平左衞門、藤左衞門二人ハ追放ナリ、コレハ平藏ガ甥ドモナリ、後乞食ニナリタルトモ也、

平藏母長福院ハ、四月廿七日、壹岐嶋ヘ流罪、平藏娘世多、下田太右衞門ハ、長崎町中ヘ御預ケ、娘世多ハ後ニ母方ノ叔父久松氏引取之、其後上方ヘ引越、八幡ヘ居住、陰山九大夫、下田彌三右衞門、彌富九郎右衞門是等三人、兼テ唐人ニ密談シ、異國ヘ船ヲ仕出ケル所爲、皆此者ドモノ巧ナルユヘ、稻佐丸嶋ニ於テ磔ニ梟ラル、子ドモハ斬罪、或ハ流罪、

〔朝鮮通交大紀八〕此年〇正德三年　我州〇對馬　大浦伊右衞門、譯使の船將安時迪と通同潛商せしにより、老臣をして書を萊釜に送り、且伊右衞門を械送し、二岳にして是を死刑に處せしむ、其書に、玆告大浦伊右衞門、與貴國人潛商人參、劃即捕捉、嚴加拷問、則與譯使船將安時迪、通同犯禁云、因此今番檻送館守處處斬示衆、以伸國法、犯人安時迪亦在貴國、照法處置、以全誠信之約、爾窃念潛商之禁、彼此無殊、頃年以來、犯者倍多、耳濡目染、漸以成習、倘不痛懲、恐致大患、惟願申飭譯商、令其遵守法禁、毋敢輕犯、千萬幸甚と有しなり、

翌甲午年〇正德四年、東萊府使李明浚、公〇宗義方に渡せし書あり、左に記す、此事潛商一件を報せり、

朝鮮國東萊府使李明浚、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閤下、緬惟杪秋、鼎茵珍嗇、頃者參佐替報潛商、聞來驚駭、宜即正法、而貴國人先已被辟、作奸情節未盡究獲、今方連施拷訊、期以輸欵、亦當申飭商譯、益嚴法禁、統惟崇亮不備、甲午年九月日、

〔月堂見聞集十〕閏十月〇享保三年十九日朝六ッ半に、大坂御屋敷にて、今度長崎表拔荷買之者共に被爲仰付候趣、

北條安房守樣御屋敷にて、拔荷買之科人御召出し、其町々年寄五人組家主共被爲召出、安房守樣、飛驒守樣御立會にて被爲仰渡候、扨又殿樣御入被遊候て後、御役人方々本人町人どもへ御申渡シ有之由、

罪人總高六拾四人、内御預ケ三拾人計、

京東石垣二條行當り田中屋半兵衛事　辰砂源兵衛

同油小路通二條上ル町　福島屋仁左衛門

右兩人ハ、閏十月十九日朝、牢屋敷にて死罪に被仰付候、

長崎者　さつまや嘉平次　肥前者　石崎八右衛門　肥前者　米や平兵衛

大坂者　小倉や善右衛門　大坂者　難波や仁左衛門　小倉者　若松や市兵衛

小倉者　岩崎三介

右七人、閏十月廿一日ゟ三日之内、高麗橋にて鼻をそぎさらし、夫々御追放、

野村久左衛門　清左衛門　勘左衛門

右三人之者、方々へ住居仕候拔買頭にて候へ共、其同類訴人いたし、御公儀樣ゟ御穿義之たそくに相成申候故、御褒美として家財之内四ケ一被召上、殘り本人へ被下候而御赦免、何方に住居仕候とも御構無之候、

傾城　かつ山　年三十歳計

右ハ野村久左衛門、小西又兵衛、兩人かけ持之女房に罷成居申候、尤拔荷買少々ヅヽ自分に賣買仕候、これも御構無之御赦免、

同京大宮通七條　江口　年貳十歳計　よしと名を替

右ハ大坂者久左衛門と申者妻にて御座候、男はしり行方知レ不申候、是も御構ひなく御赦免、

右ハ油小路二條上ル町福島や仁左衛門妻諸色道具被下御赦免、

同油小路二條上ル町　名ハ不知候　まつと名を替　三條通橋角　きく　年四十歳計

是も御構無之御赦免

大坂平野　櫻井寺和尚

右ハ傾城かつ山伯父にて御座候、久左衛門をかくまひ置候、御尋之初不存候由いつわり申候、其科に依て御預置被遊候、是も御召出し、出家之役に候へば、久左衛門命たすけ度一筋御聞屆被遊、無構御赦免、

烏丸三條上ル町　越後屋九兵衛

大坂　くけ屋茂兵衛

同　孫兵衛

右三人、三十日青竹にてとぢめ、後ハ御赦免、

長崎　安右衛門

右ハ當四月國元へ被送候由、大坂にて水せめ、木馬せめ、さま〳〵のせめにあい候へ共、おち不申候由、

京　堺屋權右衛門

大坂　小西又兵衛

同　小倉屋善右衛門

同　あかしや彌兵衛

右四人之者、一二度ヅヽ水せめにあい申候由、

此外家財四分、五分、或ハ三分一、或ハ銀貳枚、三枚、五枚、錢貳貫文三貫文抔ノ過料御取上ゲ、追放或ハ御赦免、

以上

〔御仕置例類集二ノ二十八〕享和元酉年御渡

大坂町奉行伺

一京東洞院四條上ル町吉田屋源六初筆、不正之唐物薩州より持登候一件、

京東洞院四條上ル町　泉屋幸七借屋　吉田屋源六

右之もの儀、唐船持渡之諸色拔荷賣買御嚴禁ニ候處、出所不正之唐物と心附候蘇木檳榔子、於福山助右衞門より買請、此もの賣掛銀滯之分、助右衞門ニ爲引請、右品持登候始末、不屆ニ付遠島、

此儀、去ル巳年評議ニ御下ゲ被成候、大坂町奉行相伺候、北堀江五丁目龜屋喜兵衞支配借家森本屋安兵衞同居忰安次郎儀、唐物拔買之儀者勿論、不正之品等賣買致ス間敷旨、前々より度々御觸渡有之候處、其儀不相守、薩州廻船乘組之水主嘉藏より、出所不知蘇木買請、賣捌德用取候段不屆ニ付、遠島迄相伺、一座評議之上、攝河兩國拂と申上、其通相濟候例ニ見合、攝河兩國拂ニ相當候處、此ものは京都之者ニ御座候間、洛中洛外を構、攝河兩國拂、

〔御仕置例類集二ノ二十八〕享和二戌年御渡

大坂町奉行伺

一南堀江壹丁目儀兵衞初筆、出所不知檳榔子取扱候一件、

南堀江壹丁目　柏屋安兵衞借家　本庄屋清兵衞同居伯父　儀兵衞

右之もの儀、拔荷賣買御嚴禁之處、出所不知檳榔子、源藏より酒代銀之内江請取、又者彦右衞門方江樽代銀之代りニ遣候段、不埒ニ御座候得共、德用取候儀ニ者無御座候間、過料拾貫文、

此儀、去々酉年評議ニ御下ゲ被成候、大坂町奉行相伺候、七郎右衞門町貳丁目筥屋傳兵衞借家脇店三番組藥種株堺屋半兵衞儀、拔荷賣買御嚴禁之段相辨乍罷在、利欲ニ迷、出所不正之品ニ可有之と心附候唐物、彦兵衞より買請賣捌幷居所をも慥ニ不存佐兵衞より、同樣之品預り置候段不屆ニ付、佐兵衞より預り置候品々取上、過料五貫文と相伺、評議之上、佐兵衞より預り置候品取上、身上三分二取上候程之過料と申上、其通り相濟候例有之、此ものは出所不知檳榔子、源藏より酒代銀之内江受取、彦右衞門方江酒樽代銀之代りニ遣候者ニ而、利德ニ迷ひ賣買いたし候とも譯違、半兵衞吟味書をも相糺候處、賣德之分遣捨候ものに付、旁例より品輕御座候間、伺之通過料錢拾貫文、

〔御仕置例類集二ノ二十八〕享和三亥年御渡

長崎奉行伺

一京西洞院五條上ル町鶴屋傳兵衞手代又兵衞初筆、出所不正之唐物買取候一件、

京西洞院五條上ル町　松屋吉兵衞同居　同人兄　鶴屋傳兵衞手代　門七事　又兵衞

右之もの儀、主人傳兵衞任申、不正之唐物買出之儀同意いたし、呉服小間物爲賣買、薩州江罷越、於同所傳兵衞買取、京都江爲差登候鼈甲龍腦朱蘇木等、薩州覺太郎一同宰領いたし、日向國迄持越候始末不屆ニ付、敲之上、京都洛中洛外拂、長崎江も立入間敷、

此儀、吟味書之趣ニ而者、主人傳兵衞儀、鹿兒島下モ泉町覺太郎を宰領に相雇、於薩州買請候不正之唐物を、脇元番所に而不被見咎樣致、京都江可持登旨傳兵衞申に任せ、漁船江積入、夜中右番所より壹里程沖手を乘通、夫より陸揚、日向國田島村ニ而被差押候と有之候ニ付、去ル申年評議に御下ゲ被成候、大坂町奉行相伺候、薩州鹿兒島上町池田屋庄右衞門借屋たて屋庄次郎

儀、大坂表江持登候唐物者、五郎右衞門金助より請取、宰領致來候趣申之候得共、五郎右衞門は相果候間、薩州留守居役之もの申立候上者、右申口難取用候得共、不正之唐物持登、兵助平兵衞江相渡候段、不屆には候得共、德用等取候儀とは相聞不申候間、輕追放と相伺、右吟味書之趣ニ而者、漁船を借、不目立樣荷物積入、脇元津口番所前は沖手を廻り、日州より炭船ニ積替持登り候迄之ものニ而、賣拂候積り相頼候儀も無之候間、評議之上、伺之通と申上候例に見合、主人傳兵衞任申付候儀に付、一等輕く江戸拂に相當り可申處、洛中洛外拂は江戸拂ニ相當候間、長崎を構、洛中洛外拂、

〔御仕置例類集一ノ三十五〕文政八酉年御渡

大坂町奉行伺

一難船見分之節、御代官手附其外之もの共、不屆之取計いたし候一件、

大岡源右衞門御代官所　石州那賀郡黑松村　小吉同居弟　平七

右之もの共儀、庄藏より被頼、世話料可貰受との欲心に迷、唐物拔荷賣買御嚴禁乍辨、出所不正之品と心付候藥種賣拂之口入致し候段、不埒に付、過料拾貫文、

〔長崎志續編八〕天保六乙未年

一當年十一月十三日、館内ヱ檢使被差出、在留諸船主へ命令有之ハ、去冬渡來ノ漕者三官、當三月以來、密賣ノ端物、其外品々東中町佐助へ賣渡、代金千貳百五十兩三官ヱ相渡段、佐助申立ニ因テ、三官儀可及吟味處、先達テ致歸唐ノ由、密賣ノ儀ハ、兼々嚴禁有之處、國法相背不屆ニ因テ、三官國禁被命、右ニ付佐助獄門、同謀引地町小兵衞死罪被處、旨被仰渡、即日兩人ノ者共於唐館前死罪ニ被行之、

天保十己亥年

一當年正月、戌三番船漕者林扶福在留、同壹番船漕者魏得榜、舊臘廿八日、樺島町龜太郎ト云者、三番船ヘ乘付致密買ニ因テ、御吟味中入牢被仰付ノ處、同二月、右兩人共病氣ニ因テ出牢、船主預ケ被仰付、同月廿七日、右一件不埒ニ付、龜太郎唐館前ニテ死罪ニ行ハル、外從類四人ノ者共モ、夫々罪科ニ被處、兩唐人國禁仰付ラル、

〔嘉永明治年間錄二〕嘉永六年四月、加州平民錢屋五郎兵衞ヲ刑ス、

當丑四月附某氏文通　加賀國石川郡宮之越浦錢屋五郎兵衞と申者、年來有德に暮し候者御座候處、先年より沖合に於て、異國貿易手廣に致し候趣露顯致し、先般被召捕、御吟味中之處、昨年西丸炎上後、御普請に付、諸國へ御用木被仰付、奥州會津領分山中に莫大之槻林有之、地主御尋有之候處、加州御用木之由申出候に付、御役人方より加州家へ御懸合有之處、加州役人中ハ一圓存知不申儀に付、追々相糺され候處、右五郎兵衞加州家之名目を以、槻林買入候始末相顯れ、不屆に付、右手續被相調候よし、羽州秋田、奥州弘前、并松前等にも出店有之、手代の者等何れも三四十人宛、地元抱入置、品々手廣に賣買致し、年來異國と交易を專ら致候事露顯致し候に付、昨年中金澤表より役人衆五十人程、追々秋田弘前へ出役致し候由、年來の不正一時に顯れ、不容易始末有之由相聞候、吟味之廉ハ數多有之候得共、先ハ海防手當之儀、公儀より嚴重被仰出候處、御領分之内、右樣不屆之者有之を、是迄御手延に相成候ハ、全く加州家役人不行屆にて、公儀より御手入候てハ恐入候間、是非實否之始末、大體御取調等相濟候迄ハ、御參府も難被成、思召當時公邊へハ御領分三ケ國順見との御願にて、御參府ハ當八月中にも相成可申由、此節ハ日々御評定所へ御出座有之、專交易一條御糺有之候、交易一條ハ、諸國引合之者追々出來、往々公儀御吟味不相成候てハ行屆申間敷よし、五郎兵衞義は八十歲餘に相成、舊冬牢死致し候よし、身上の儀ハ、七十年來の出來身代にて、其前ハ格別の者にハ無之由、異國交易、其外五郎兵衞同意の加藩十一人、切腹の者高姓

雜載

名等記有之候得共略之、近來羽州より佐州加州沖合等に、折々異國船相見候ハ、全右五郎兵衞交易に付、漂泊致し候由相聞候、猶追々承り次第可申上候、

別紙五郎兵衞所持之金穀　大判金九十九枚入三十箱、二千六百六十六枚小判金、古金三萬六千六百兩、貳分金九千三百三十兩、貳朱金十六萬五千三百二十兩、小玉銀壹石二斗、但し二千百八十三貫目、加州國用銀札紙目方七十貫五百三十目、百文錢にて五千三百三十兩、四文錢千七百六十貫文、取替銀二十七萬五千三百兩餘、大豆四百八石、小豆五千三百石、持合米三萬五千四百石、三ヶ國にて田畑高八萬五千三百石、二千五百石積船四艘、千五百石積船六艘、千石積船八艘、八百石積船二艘、五百石積船十二艘、總船數三十三艘、焔硝藏一ヶ所、唐物藏二ヶ所、土藏七十八ヶ所、諸道具數不知、悴喜太郎、二男八之丞、三男由藏、不殘御仕置に相成候と云、

〔徒然草上〕唐の物は、藥の外はなくとも事かくまじ、書どもは此國におほくひろまりぬればかきもうつしてん、もろこしぶねのたやすからぬ道に、無用のものどものみとりつみて、所せくわたしもてくる、いとおろかなり、遠き物を寶とせずとも、又得がたき寶をたうとまずともと、文にも侍るとかや、

〔折たく柴の記下〕元祿十二乙卯、萩原近江守、林藤五郎等長崎に下りて、長崎の會所にて外國の船貨をもて、我國の商人に賣得し價銀を金子に換し所七萬兩、此外唐人阿蘭陀人の金銀、つかひ銀落銀、間金銀、役料抔といふもの、共に總計金一萬兩餘の外は、悉く皆公に收らるべき法を定むこれ地下配分金七萬兩といふ事のはじめ也、

〔正德五年長崎新例寫坤〕地下配分の法定例

一只今迄の例、地下配分金七万兩の定に候といへども、此内に就て公役の料を引とり、他借の利を引とり候事等有之によりて、其名は七万兩の配分に候へども、其實は地下人配分の數は、以の外に相減じ候由に候、尤以不可然事に候を以、今度會所の法委細に吟味を遂られ候て、地下公役の料として、配分金之内を引とり不可然事共、一々に停止せらるべし、只今迄出役の物入どもの事、これ又委細に吟味を遂られ、或は無用の事を停止し、或は過分の費を減省して、宜地下配分金の數相增し候樣に沙汰あるべき事、

一去年御運上として上納あるべき御金之内、七万兩を以て、長崎地下人配分金前借料となされ候、然れば只今迄の例として、其年の商賣事濟、地下人配分金に配分し候迄の間、會所役人他所におゐて高利の金を借り用ひ候事共、委細に吟味を遂られ、一切に其事を制禁せられ、當年の春より日々入用の次第、これまた委細吟味之上、前借の御金を以て借し渡され、當年の商賣方勘定事濟、地下配分金相渡し候時に至て、前金の御金は急度上納せしめ、奉行御目付相對以て預り置き、當年中會所役人の法、地下配分の體を見合せ、自今以後毎年此御金を以、地下配分料前借の御金として出し納れ之法、この例に准じ可然事に候歟否の事、御目付と相談之上、委細に書付可被差上事、

附會所役人共、前借御金借り用ひ候次第はいふに及ばず、私に高利の金銀を以て、地下の用事に借り用ひ候事等すべて何事によらず、地下之困窮に及ばせ候事有之におゐては、急度嚴科に行はるべき事、

一地下配分金之内、公役の料に引取候事、其數を減じ、他借の利を引取候所、其例を改め候におゐては、地下配分の金は、只今よりは其數を相增すべき事に候間、箇所竈數に應じ、聊も偏頗の事なく配分し候樣に宜有其沙汰事、

附自今以後は、毎年配分事濟候上に、地下人共の方より、配分金請取候由の判形仕候帳面を以て、奉行所に差出させ、若又會所役人等違犯の事相聞へ候におゐては、たとひ年月を經候事に

候とも急度可有其沙汰事、

一地下落銀等の次第、毎年吟味を遂られ、是又違法の事相聞へ候におゐては、年月を経候事に候とも、急度其沙汰可有事、

右四條

〔長崎志續編十〕安永三甲午年

一唐紅毛荷役、其外荷物持運ビノ節、落盈（コボレ）タル品々、日雇共取集メ、唐紅毛人ヨリ貰請ケ、盈（コボ）レ物ト唱ヘテ賣買セシ處、當年盈物仲買ノ者三十三人相定メラル、

安永四乙未年

一唐紅毛荷役荷渡シ等ノ節、日雇賃請盈物仲買ノ者、是迄三十三人有之處、此節九人相增、都合四十二人ニ定メラル、

天明四甲辰年

一年來唐船荷揚、幷ニ掛改荷渡シ等ノ節、日雇人足共取扱ヒ不宜、藥種砂糖ノ類夥シク盈レ捨リ、人足共拾ヒ取シ分ハ、仲買相立賣捌來ルノ處、盈高次第ニ相增ニ依テ、今年制度ヲ改メラレ、人足共ヘ筒袖ノ看板ヲ著セシメ、猥ニ盈レ拾ヒ等無之樣嚴シク被仰付、尤盈レ代リトシテ、唐船一艘ヨリ砂糖七千五百斤宛令差出、人足共ヘ品渡シニ成、仲買ノ輩被相止之、

天明五乙巳年

一唐船ヨリ盈レ代リトシテ差出ス砂糖、人足共ヘ品渡ニテハ、取締リ不宜ニ因テ、於大村町、砂糖地賣所ヲ立ラレ、落札直段ニ壹割下ゲノ上、壹斤ニ付一歩增ノ當リヲ以テ、市中ヘ買請被仰付之、

〔折たく柴の記中〕御代（德川家繼）つがれし初の年より、長崎港にて、海舶互市の料とすべき銅の數たらずして、交易の事行れ難く、地下の人産業を失ふより、奉行所より告申事有て、某（新井君美）を召問はる、事あり、たやすく論ずべきとも覺えず、いかにもその事の本末思ひはかりて後に申すべしと答申す、それよりして、奉りし前後の議草は、別に冊子となせしものども多ければ、其詳なる所はこゝにえるさず、其大要は、當家代をえろしめされて、海舶互市の事始しよりこのかた、凡百餘年の間、我國の寶貨外國に流れ入し所、すでに大半を失ひぬ（金は四分が一、銀は四分が三を失なへり、されどこれも公にあらはれ聞えて、推量るべき所なもていふ也、その餘推し知られざる所の事ども猶多し、これより後百年を出ず、我國の財用ことゞく竭なん）事は智者を待ずして其事明かなり、たとひ年々諸國に產する所ありといふとも、これを人にたとふるに、五穀の類は、毛髮の生じ出づる事、やむ時なきが如し、五金の類は、骨髓のふたゝび生ずる事なきに似たり、かの五穀の如き、猶他に肥瘠あり、年に豐凶あり、ましてや五金の如きは、これを產する地も多からず、これを採るに常にしもあらず、我有用の財を用ひて、彼無用の物に易へむこと、我國萬世の長策にあらず、古より此かた我國いまだ外國の資を借らず、されば藥材の外は、他に求むべき物もなし、海泊の來らざらん事、古のごとくなりとも、我求むべき所を得べき事、其道なきにしもあらず、もしもやむ事を得ざらむ所もあらむには、先王の制に、量入爲出ともいふ事あれば、我國の寶貨、當時世に通じ行ふほどをも、また毎年諸國より產し出すほどをも、其數をはかりくらべて、唐山幷西南外洋の國々、朝鮮琉球等に渡さるべき歲額を酌り定めらるべき事なり、たとひ我國中にて買取所の物の價は增し倍さむにも、我國萬世の貨を傾竭して、外國に渡されむよりは、其憂は猶少しきにこそあれなど申す事どもつぶさに議しけり、さらばまづ海舶互市の事例えるし進すべしと仰下され、其事例によられて、長崎奉行所に仰下されし事ども度々に及ぶ、すべてかゝることは、其智及びぬとも、其材なからざらむは、なし得申べからず、其材足りぬとも、其智なからざらむは、共にはかるべからず、いはむや材智二つながら備らざらむものをや、されば其事なし得べからず、此事行はれ難かるべしなど議し申すほどに、たゞ去年も此

年も銅料數たらず、地下の人其産を失ひて、飢餓日々にせまれり、これにくはふるに、私販の爲に、世にぬけ市ぬけ買などいひし事也銀貨多く溢出ぬなど、告訴ふるより外の事もなく、これらの事ども聞召れて、かくては當時のためも、後代のためも宏かるべからず、かの藥材の如きも、古を考ふるに、我國に産せし物すくなからず、木綿煙草などいふものゝ、古に聞えざるも、今は地として産せずといふ所もなし、たとひ古より我國になからむ物も、其種子をも求め、其地宜をもはかりてうつしもうゑつべし、異朝のいにしへには、倭錦などいふものも聞えて、また我國にて織出せし段匹の類も其數多かり、これらはなほ外國の物用ふるまでもあらず、まづ試にそれらの物ども織しむべしと仰下され、京の奉行等其仰を承りて織せて進らせしものども、御事既に急にならせ給ひしほどに來りつきぬ、九月十日の比歟、たしかには覺えず、此事聞召悅ばせ給ひ、詮房朝臣に仰下されて某に見せさせ給ひたりき、

〔折たく柴の記〕下〕前代○家宣の御時、長崎奉行所に仰せて、長崎において、海舶互市のために、費し用ひし所の金銀銅の數聞し召れしに、慶長六年辛丑より正保四年丁亥に至まで、凡四十六年の間の事は詳ならず、慶安元年戊子より寶永五年戊子に至て、凡六十年の間に、外國に入りし所、金二百三十九万七千六百兩餘、銀三十七万四千二百二十九貫目餘也、銅の事は、寛文二年壬寅よりさき、六十一年の間の事は詳ならず、寛文三年癸卯より寶永四年丁亥に至て、凡四十四年の間、一億一万一千四百四十九万八千七百斤餘に及べりと申す、これはたゞ慶安元年戊子より此かた、奉行所に聞えし所の事のみなり、夫よりさきの事共は、長崎ばかりの事にもあらず、前に宏るせし事のごとく、外國の船ども、我國の中こゝかしこに來り商ひし、我國の船共も、外國の中、こゝかしこにゆきて商ひす、此餘對州より朝鮮に入りし所、薩州より琉球に入りし所の事等は、悉くにその數をはかり知るべからず、去ば試に長崎奉行所より宏るしまゐらせし所によりて、其法を設けて、慶長より此かた凡百七年の間、外國に入りし金銀の大數をはかりて、又慶長より此かた、我國にて送られし金銀の大數にくらべ見るに、金は四分が一をうしなひ、銀は四分が三をうしなふべし、さらば今よりして後、金は百年を經て其半を失ひ、銀は百年を出ずして、我國にて用ふべきものは有べからず、銅はすでに今海舶互市の料足らざるのみにあらず、我國の歳用もまた足らず、我國に産する万代の寶貨となるべきもの、傾けて遠方より來れる一時の奇翫になすべきものに易られ、貨利の事の爲に我國威を損ずるに至らむ事、然るべき事共覺えず、もし藥物書籍等を求め得んために、やむ事を得べからざらんには、當時我國に通じ用ふる數と、毎歳諸國に産する數とをはかりて、長崎并に對州薩州等の地より、外國に入べき所の歳額をば定むべき事也、すべてこれらの事にも及ばず、長崎にして毎歳互市の金銀銅の額數をのみ定められしこそ心得られねゝ、されどたとひ今よりして是らの數を定められしとも、只今迄の如く、毎歳に來る所の船數をも毎船に載する所の物の數をも定められざらむに、私販の事やむ事を得ざらむは、只今迄の如くにぞ有べき、さらば先凡毎歳我國に産する金銀銅の外國に入らむ所の大數をはかりくらべて、長崎にして海舶互市のために用ふべき所の歳額を定められ、次に外國の船共に載せ來る所多少をはかりて、其船數をも其載來らむ物どもの數をも定めて、載來らむ程の物共、悉く皆買とらむには、今迄のごとくに、私販の者のために、我國の寶をうしなふ事もなく、外國のものどもの、我國の法を侮るといふ事もなくして、我國の威は万里の外迄も行はれ、我國の財は萬世の後迄も足りぬべし、長崎の地下人に、産業をうしなひて、飢餓に及ぶなどいふ事は、實にはこれ貧民の事にして、富者の事にはあらず、其由を詳にせんには、其罪の歸する所あれば、細かに論ずるにも及ばず、奉行人を撰ばれ、會所の法を正して、京大坂の如く御目付を差遣されて、其事を監護せられなむには、長崎の事のみならず、西國中國等の爲にも可然事也、此等の事共、前代の御

時に議し申せし所の要領にて、此度草を進らせし所は、たゞこれ其法例也、法を設け例を立し事共、たとへば常山の蛇のごとく、首を救ひ尾を救ひ、首尾ともに相救ひて、多かる事共、一事をも增し一事をも減ずべきにあらず、されど前代の御時に、此事果して行はれざりしも、長崎の地下人等は、外國の船も多く、交易の物も多からむ事をおもひ、奉行人は進らする所の運上の金も其數を減せず、治る所の地下人も、其所を得べき事を思ひ（その人により自家の事計らむは、又此外の事なり）、諸國の商人共は、外國の者共多く來りて、元價も賤しく贏利多からむ事を思ひ、世の人は段疋藥物の類多く來りて、其物を買求むるに、價の賤しからむ事を思ひて、天下後世の事などいふ事を思ふものは一人もなくして、本末さらぬ者共、とありかくありといひしが故也、是より後も朝夕を謀らぬ人々、世の多言のために誤られて、妄に其法を變ずる事あらむには、必ず其弊に堪ざらむ事、唯今迄の如くにぞあるべき、

〔有德院殿御實紀附錄〕三長崎の地は、海外の蠻船輻湊する所なれば、姦商ども多く入まじり、やゝもすれば私に貨を交易し利をむさぼる事やまず、これにより寶貨の外國に入る事、いくそばくといふ事を知らず、すでに文昭院殿（德川家宣）の御時、新井筑後守君美ふかくこれを憂ひ、海船互市寶貨事略などいふ書をあみて議し申したりしに、御用ひありて新令を仰下さる、其大意は、今よりして信牌といふものを、唐商にも蠻人にもあたへ、これをもち來らざるものには交易をゆるさるまじとなり、さかるに御代さば〳〵うつり、公（德川吉宗）御位につかせ玉ふ時にいたり、諸老臣をはじめ、先代の令を改め、新議をたてゝ、當時に迎合せむとはからひしかば、此事とかくあしさまにいひなし、文昭院殿仰下されし新令を廢せんとせしかど、公には蓋世の英明におはしましければ、はやく此事をさろし召て、長崎の奉行をめし、其地の人情風俗のさまをも審にたゞさゞれば、何事も分ちがたしとて、奉行大岡備前守清相を召る、備前守は器局あるものにて、先代仰下

されし新令の旨をもよくわきまへしかば、宿老の尋ねあらば、古今の沿革、交易の可否をも聞えんと思ひまうけしに、宿老等たゞ一度よび出て、長崎の地、近きころかはりたる事もなしやといひたるまでにて、更に別の問もなく、其後日數へて、またとふ事なかりしかば、備前守ほいなく思ひ、ひそかに近臣小笠原肥前守胤次につきて、くはしく聞え上しに、大に驚かせ給ひ、長崎は外國にかゝり、樞要のこと多き土地なれば、あつく議すべきよし、さき〳〵三度まで宿老にいひたりしかど、いまだ何事もいひ聞せず、とかく壅蔽せることありとみゆれば、汝がかねて思ひまうけしごとく、我もかく聞及びしよしを、つばらに宿老に申すべしとのたまひしかば、肥前守かくと申けるに、宿老等これを聞、何とてこの事上には知らせ玉ひしと大に驚き、いそぎ備前守をよびて問たゞしける、これより先備前守は、宿老阿部豐後守正喬が邸にいたり、長崎の事は怠り玉ふべきにあらず、速に評議あるべしと申ければ、豐後守いかにも要阨の地なれば、ゆるかせになし置がたきよし、先代にも、さば〳〵間部越前守詮房等も申しうながしければ、今は鬼が居ざるゆゑ、同列いづれも茫然として、事體をわきまへず（此ころ宿老等鬼と字せしは、新井君美が事なり）、おことは長崎の事體をもくはしく辨られし事なれば、同列のいかに申すとも、少しもはゞからず申爭はるべしとありけるにより、備前守も豐後守がこの詞をたのみ、會議の席にいでゝも、古今の沿革をのべて、新令の良法なるよしを辨じけるに、井上河内守正岑等かたくこばむで聞入ず、とにもかくにも新令を破らんといふ、戸田山城守忠眞默して詞なし、ときに久世大和守重之のみ衆議に同せず、正德の新令は、文昭院殿古今の事體を斟酌し玉ひ、こののち本邦の害をのぞき、永く蠻船通商の道正しからん事を思召て仰出され、唐蠻の商人等もともに、承服せしことなるに、いまだ年をもへざるに、改革せられむはいかゞなり、此國の人は、いくたび新令を下されたりとも、こばみ申者あるべきにあらねど、殊域の人は、いかで服し申べきや、異國に對して改革の令あらんには、何ぞ其辭

とする所明白ならずしては、永く本邦の信を失ひ、ばては國家の大害を引出すはしともなるべければ、一朝一夕に決すべきにあらず、各よく熟思せらるべしと有ければ、同列みな言葉なくして、その日の議はやみぬ、のち加納遠江守久通もて、先代長崎に下されし條約ども御覽あるべしと仰ありしを、備前守承り、先代の條約あつめて七卷となしてありしを、さきに御覽に備へんとて、宿老のもとに出し置ぬ、願くはやく御覽ありて、英斷をも下されよかしと申上けるにより、ふたゝび遠江守もて、宿老にその旨仰下されしかば、つゝむに詞なく、彼七卷の條約を進達せしに、速に御熟覽あり、猶思召旨ども書そへて下し玉ひ、先代定られし新令誠に良法なり、玄かるを奉行ども、なにゆゑに此法は廢しがたきよしを申さぬにやと御難問あり、河内守をはじめ宿老等、いづれもこの御一言におそれけるにや、其後は宿老よりかへりて、備前守をあつくもてなし、何くれと尋問する事となりしに、備前守不幸にして肺癰をやみ出し、江戸にありて死しければ、日下部作十郎博貞をこれにかへて奉行となさる、その後も猶くはしく盛慮を加へ玉ひ、長崎見聞錄、長崎實錄などいへる書ども、あまたとりあつめ玉ひ、地理風俗をも詳に玄ろしめされ、新政をひろくほどこし玉ひける、

〔幕朝年中行事歌合下〕五十番

右　海船互市

をさまれる御代長崎のみなと江に外つ國人もこゝろよせつゝ、〇中略

海船互市とは、唐阿蘭陀等の船、其方物數多積來り、肥前國長崎の湊にて交易するをいふ、

編修總裁　從二位男爵　細川潤次郎
編修長　正七位文學博士　佐藤誠實
編修副長　正七位文學博士　松本愛重
編修　正七位　廣池千九郎
編修兼校合員　加藤才次郎
編修　山本信哉
編修　村尾節三
編修　正七位　佐伯有義
編修　三浦千畝
校合員　坂倉廣胖
校合員　間嶋磐雄

編修顧問　正四位　本居豐穎
編修顧問　從五位文學博士　木村正辭
編修顧問兼校勘　正六位文學博士　井上頼圀

明治四十一年十二月一日印刷
明治四十一年十二月三日發行

版權所有

神宮司廳藏

神宮司廳

エト164

東京市京橋區築地三丁目十一番地
印刷者　野村宗十郎
東京市京橋區築地二丁目十七番地
印刷所　株式會社東京築地活版製造所
東京市京橋區築地二丁目十七番地
製本頒布所　株式會社東京築地活版製造所

2
1
8